第２次宜野湾市地域福祉活動計画

～地域の絆を強くする市民の支え合い～

社会福祉法人　宜野湾市社会福祉協議会

はじめに

第２次宜野湾市地域福祉活動計画の策定にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

宜野湾市社会福祉協議会では、平成１６年１０月に第１次宜野湾市地域福祉活動計画を策定しております。その２年後、行政計画である第１次宜野湾市地域福祉計画が策定されました。そのため、行政と社協の双方の計画において、整合性のとれた内容でとはいえないものであったと反省もあります。

しかし、本市においては双方の計画が策定、推進されたことで、「あいさつ・声かけ運動」の取り組み、「自治会加入促進強化」に向けた取り組み、地域課題について取り組む「地域支え合い活動委員会」の設置など、大きな成果を上げたと評価されています。

特に災害時の要援護者避難支援をとおして、２自治会で自主防災組織を立ち上げることができ、住民主体で要援護者を守る活動へと大きく発展させることができました。

また、本会の第２次計画の策定にあたっては、見直し時期を２年遅らせることで行政計画の策定時期に合わせるとともに、策定委員も行政・社協両計画とも同じ構成委員で策定することができ、整合性のとれた計画となったと評価しています。

本計画については、３つの重点プロジェクトを掲げて取り組んでまいります。

１つ目に地域支え合い活動委員会の充実、２つ目に災害時要援護者避難支援の充実、３つ目に社協の財政基盤の充実であります。

１つ目の地域支え合い活動委員会の充実、２つ目の災害時要援護者避難支援の充実とも、住民が主体となり地域福祉活動へ取り組んでいくことがポイントとなるため、住民に対して地域の課題、現在の活動状況、今後の目指す地域像について、きめ細かく情報発信や地域活動へ気軽に参加できる場の提供が求められてくると考えられます。

３つ目に社協の財政基盤の充実は、地域福祉活動推進のため安定した事業がなされるための財源づくりは、組織運営で不可欠でありしっかりした計画づくりが求められています。また、上記の２つの重点プロジェクトが着実に推進されることで、本会の組織の果たす重要性が広く認知され、財政基盤の充実といった相乗効果につながるものだと考えています。

第２次宜野湾市地域福祉活動計画では、本会組織のもつ専門性を充分活かし、市民、行政、市内関係機関が連携を更に強化しながら、地域の絆を強くする市民の支え合いの構築に向け頑張る所存ですので、尚一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画策定においてご尽力賜りました２７名の推進委員の皆様には深く感謝申し上げます。

平成２３年７月
社会福祉法人
宜野湾市社会福祉協議会
会　長　當　山　盛　保

チュイシージーによる福祉ネットワークの構築を

宜野湾市社会福祉協議会は、市の地域福祉計画に先行して 2004（平成 16）年に地域福祉活動計画を策定し、「すべての住民が安心・快適に暮らせるまちづくりをめざして」地域福祉活動を総合的に展開してまいりました。従来、「車いすマラソン大会」や地域の公民館等を活用したミニデイサービスは県内外でも高く評価されている事業でしたが、計画策定後はさらに自治会等と協働・支援活動としての災害時要援護者支援や地域支え合い活動委員会の取り組み等の優れた活動を実践してきました。これらの活動が、2006（平成 18）年に策定された宜野湾市の地域福祉計画にも反映され、それ以降、市と連携・協働した地域福祉の推進やその基盤である「まちでニッコリあいさつ声かけ運動」や「自治会加入促進事業」にも取り組んでおります。

今回、宜野湾市社協は市の第 2 次地域福祉計画策定を受けて、第 2 次地域福祉活動計画を策定しました。これは、市との連携・協働によって地域福祉を推進するためです。県内でも行政と社協との一体型の計画がつくられるようになってきております。地域福祉計画と地域福祉活動計画が相互に補完し合いながら地域福祉を推進することが必要です。宜野湾市おいても市と社協がそれぞれの役割をしっかりと踏まえて、連携・協働して地域福祉に取り組み、地域福祉の新しい時代を切り拓いてほしいものです。第 2 次地域福祉活動計画は、地域福祉計画と一体的・相互補完的に実施するために、基本的には市計画との共通部分と市社協の組織・財政を中心に市社協独自の計画部分（社協強化発展計画）でもって構成されているのが特徴です。特に市計画と一体的・共通的な部分としては、チュイシージーセンターの設置と地域福祉コーディネーター、ボランティアコーディネーターの設置によるコミュニティソーシャルワーク活動があります。地域支え合い活動委員会の充実とともにコミュニティソーシャルワークを如何に機能させ実践するかが、市社協にとって今後の大きな課題です。

我が国は、今、東日本大震災・原発事故によって大変困難な時代を迎えております。しかし、こういう時代だからこそ、社協の出番であり、社協が本当の底力を発揮すべき時なのだと思います。

宜野湾市社協が、本計画の実施を通して、役職員が力を合わせて市民参画・市民主体のもと、地域団体、民生委員、社会福祉法人・事業所、企業、行政等と連携・協働してチュイシージーによる福祉ネットワークの構築に向けて、なお一層ご尽力なされることをご期待申し上げます。

平成２３年７月
宜野湾市地域福祉活動計画推進委員会
委員長　神　里　博　武

目　次

総論　基本的な考え方

第１章　地域福祉活動計画の見直しにあたって
１．計画策定の背景と国内の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２．宜野湾市社会福祉協議会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３．計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
４．計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
５．「地域」の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

第２章　どのような地域をめざすのか
１．基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
２．基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
３．体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
４．地域福祉の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

各論　みんなで取り組む地域福祉

重点プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

目標１：「みんながつながる」地域をつくります
（１）連携体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（２）担い手の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
（３）活動の場の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

目標２：「安心して暮らす」基盤を整えます
（１）地域で取り組む防犯・防災対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
（２）バリアフリーのまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
（３）相談支援・情報提供体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
（４）権利擁護の仕組みの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
（５）在宅福祉サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０

目標３：「組織・財政基盤」の強化を図ります
（１）組織体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
（２）財政基盤の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２

参考資料

１．第１次宜野湾市地域福祉活動計画について
事業評価について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
事業評価まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
第２次宜野湾市地域福祉活動計画策定にあたっての提言・・・・・・・・・・４１

２．第２次宜野湾市地域福祉活動計画推進にあたって
推進委員会名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
推進委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
推進委員会審議日程及び協議内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５

３．宜野湾市社会福祉協議会職員行動原則・・・・・・・・・・・・・・・・・４７

４．用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８

総論　基本的な考え方

第１章　地域福祉活動計画の見直しにあたって

第２章　どのような地域をめざすのか

各論　みんなで取り組む地域福祉

重点プロジェクト

目標１：「みんながつながる」地域をつくります

目標２：「安心して暮らす」基盤を整えます

目標３：「組織・財政基盤」の強化を図ります

総論　　基本的な考え方

第１章　地域福祉活動計画の見直しにあたって

１　計画策定の背景と国内の動向

近年、少子高齢社会の進行、経済的困窮者や高齢者、障がい者、児童などの生活環境を取り巻く現状は、ますます厳しくなっています。

地域社会に目を向けると、かつての伝統的な家庭や地域住民同士のつながりが希薄になりつつあります。地域社会の変化に加え、情報化社会や長引く経済不況の継続などにより、人々は様々なストレスや不安を抱えるようになり、自殺やひきこもり、虐待、高齢者の孤独死など、新たな社会問題が増加しています。

このような中、１９９０年代前半の福祉八法の改正以降、福祉制度の転換が大きく図られ、地域住民の生活により密着した市町村を中心とする保健福祉サービスの基盤づくりがすすめられてきました。また、１９９２（平成４）年に新社会福祉協議会基本要項で社会福祉協議会は、各地域の特性を活かした活動を進めるために、住民ニーズ基本の原則、住民活動主体の原則、民間性の原則、公私協働の原則、専門性の原則の５つの原則が示され、新しい時代に対応する活動体制が整備されました。

１９９０年代後半以降、利用者本位の社会福祉の構築を目標に様々な分野で社会福祉改革が推進され、「社会福祉法」への改正、「民生委員法」の改正、「介護保険制度」の制定、「障害者自立支援法」の制定などが行われてきました。

そのなかで、「社会福祉法」においては、社会福祉法第４条に「地域福祉の推進」が位置づけられ、市町村にはその具体的な展開の為に「総合的な地域福祉の推進」を目的とした市町村地域福祉計画の策定（第１０７条）を規定しています。これと連動し、市町村社会福祉協議会にも「地域福祉活動計画」の策定が求められることになりました。

これらの社会背景及び現状に即し、計画の立案・策定・実行・評価の全過程への住民参画を前提に、社会福祉協議会が本来有する「民間性」「即応性」「先駆性」「上昇性」「柔軟性」「自立性」などの持ち味を十二分に活かしながら、日々の生活から生じる住民の生活課題の解決を行い、地域の特性に応じた地域福祉推進が求められています。

２．宜野湾市社会福祉協議会の概要

本市社会福祉協議会（以下「本市社協」）は、復帰前の１９５５（昭和３０）年頃に任意団体として発足し、それ以降、地域の福祉課題の解決に取り組んできたが、祖国復帰直前の１９７２（昭和４７）年４月の法人格取得後は、民間福祉団体活動の要の組織となるべく幅広い活動をすすめてきました。

復帰前の本市社協は、会長は行政の首長（もしくは助役）が兼任し、事務局長は行政の福祉関係部署の課長が兼任するなど、強い行政依存体質をもった組織でした。１９７２（昭和４７）年４月の法人認可と同時に民間人会長が誕生し、民間的色彩の濃い組織に脱皮すべく努力を続け、１９８０（昭和５５）年には専任事務局長が着任しました。そのころには役員会の活動も軌道にのり、また、日本自転車振興会の助成により１９７８（昭和５３）年には宜野湾市社会福祉センターが設置され、そこに事務局が設置され、社協活動として以下の重点項目について取り組んできました。

（１）ボランティアの発掘と育成振興

１９７５（昭和５０）年に国庫補助事業による「社会奉仕活動センター（ボランティアセンター）」制度が開始されると、沖縄市社会福祉協議会とともに県内で最初の同センターを設置しました。また、１９８５（昭和６０）年から国庫補助事業「福祉ボランティアのまちづくり＝ボラントピア事業」が開始されると、１９８６～１９８８（昭和６１～昭和６２）年の２年間の指定を受けて、活動の活性化に取り組みました。具体的にはボランティアの組織化、ボランティアスクールや福祉講座などをとおして、ボランティアの育成と活動の振興に力を入れてきました。その成果として、ボランティアの強力なバックアップにより開催・成功を収め、全国規模まで拡大した「ぎのわん車いすマラソン大会」があります。

また、地域住民の参加型事業として、１９９７（平成８）年に本市社協が地域公民館を拠点にボランティアが主体となった高齢者支援のデイサービス事業を開始し、２００１（平成１３）年には全自治会で実施されるようになりました。本事業では、利用登録者、ボランティア登録者がそれぞれ約８００名が登録され、月４回開催されています。その中でも健康チェックを行う看護師は、地域施設や医療機関からボランティアで派遣されるなど地域と関係機関のつながりにより各地域に定着した事業として、市民から高い評価を得ています。その他に、平成１７年には、子育てサロン事業をスタートさせ、子育て中の親と子どもが公民館にて交流や情報交換を行っています。現在、市内６ヶ所で実施され、事業運営に対しても民生委員児童委員がボランティアの中心となって事業を推進しており、今後更なる広がりが期待されています。

また、第１次宜野湾市地域福祉活動計画を踏まえボランティア活動を強化する為に、２０１０（平成２２）年からボランティアセンター運営委員会（行政・ボランティア・企業などによる協力のもと）を設置し、ボランティア活動支援育成に対する評価や今後のボランティア養成・登録の拡大、ボランティア団体や福祉教育のあり方などが広く議

論されてきました。そこで、本来の育成・振興からボランティア活動の推進に重点を置くこととなりました。

（２）社会福祉についての啓発活動

広報誌やチラシ・ポスター・パンフレットの発行・インターネットでのホームページの開設などをはじめ、マスメディアの活用、あるいは社会福祉大会や宜野湾市健康福祉都市づくりフェアの開催などで広報活動を行ってきました。

特に、宜野湾市社会福祉大会は、１９８０（昭和５５）年以降ほぼ毎年開催しており、１９８８（昭和６３）年から開催した市民福祉まつりは、１９９５（平成６）年健康都市宣言３０周年を機に健康・体力づくり市民大会と協働した催しへと拡大し、現在は生涯スポーツフェスティバルも加わり「宜野湾市健康福祉都市づくりフェア」として定着をみせています。

（３）当事者の組織化及び連絡調整活動

本市社協の機能の一つとして、市民の生活課題の緩和・解決に市民自身が主体性を発揮し、取り組みをすすめるため、市民の組織化とその活動を支援することがあります。この視点は、１９８３（昭和５８）年に市町村社会福祉協議会の法制化により、市町村社会福祉協議会の事業として「社会福祉に関する連絡調整及び助成」が法的に認められたことから、これまで以上に重要視されるようになりました。

本市社協は、復帰前の任意団体的組織の時代から老人クラブの組織化とその活動を支援してきたが、法人格取得後は母子会などの当事者組織の結成と活動推進に力を注いできた。特に障がい児の保育に関しては、１９７９（昭和５４）年１１月に宜野湾市障害児（者）を守る会（現：手をつなぐ親の会）による立ち上げが行われ、その後、１９８０（昭和５５）年４月に宜野湾市が本市社協へ委託する形で心身障害児通園事業『愛育園』が開園しました。２００６（平成１８）年より障害者自立支援法に基づく自立支援給付の児童デイサービスと位置づけされ親子通園が行われています。また、当事者団体の事務局を本市社協内に設置し、自立的活動を支援しています。

（４）地域福祉の推進

１９８３（昭和５８）年の市町村社会福祉協議会の法制化に伴い、社会福祉法に地域福祉推進の中核を担う団体として位置付けられました。本市社協では、１９８２（昭和５７）年頃から在宅福祉を推進するため、リフト付き車両貸出事業（移送サービス事業）や１９９２（平成４）年頃には、介護機器のリサイクル事業の推進を行ってきました。その後、２００１（平成１３）年より障害者社会参加事業を受託し、障がい者支援の為のボランティア派遣事業、障がい者と市民との交流グラウンドゴルフ大会、視覚障がい者への情報提供サービス事業（市報などの点訳・音訳サービス事業）などを拡大してきました。また、２００６（平成１８）年に第１次宜野湾市地域福祉計画推進の事業を一部受託し、地域福祉コーディネーター・ボランティアコーディネーターの専門職員を配

置し、地域福祉の推進がより明確化され市民・事業所などとの協働によるまちづくりが行われるようになりました。地域福祉計画では３つの重点プロジェクトを掲げ、事業が展開されています。

１）自治会加入促進強化事業

自治会加入促進強化事業では、２００７（平成１９）年にシンポジウム・パネル展・呈茶席がなされ、それを機に２００９（平成２１）年には６月を自治会加入促進強化月間と位置付けました。車両による市内一周パレードや横断幕による広報・戸別世帯への訪問活動をとおし、自治会の果たす役割の重要性を広報しながら自治会への加入促進を呼びかけています。

２）まちでニッコリ（*^_^*）あいさつ・声かけ運動

市民同士が気軽にあいさつ・声かけができるよう推進員を募集（市民・企業・個人）し、バッジを作成し、着用してもらいながら、あいさつをひろめる隊員（ひろめ隊員）として活動しています。そして、２０１１（平成２３）年３月現在、ひろめ隊員約２８００名、参加企業２０社の協力を得るまでの広がりを見せています。

３）地域支え合い活動委員会

各自治会単位を中心にそれぞれの地域課題を中心に市民が主体となって解決することを目的に実施しています。２０１１（平成２３）年３月現在においては、１４自治会において地域支え合い活動委員会が発足し、地域福祉コーディネーターと協働・連携しながら、それぞれの地域課題について主体的に取り組んでいます。また、２ヶ所の地域支え合い活動委員会では、近年の自然災害における市民の意識付けや啓蒙・啓発、そして支援を必要としている方々への対応などを地域住民が一緒になって活動していく必要があるのではないかという意見から自主防災組織の立ち上げも行っています。

その他に、本市社協においても２００５（平成１７）年に総務省のモデル事業の指定を受け、災害時要援護者避難支援対策協議会を発足させ、要援護者登録を行い、災害時における避難支援対策も行っています。

以上のように本市社協は、関係機関団体・地域住民の参加協力のもと地域福祉活動を推進してきました。

３．計画の位置づけ

第２次宜野湾市地域福祉活動計画は、第２次宜野湾市地域福祉計画と整合性を図りながら、住民参加及び活動の基盤整備を各関係計画や関係機関と連携しながらすすめていきます。

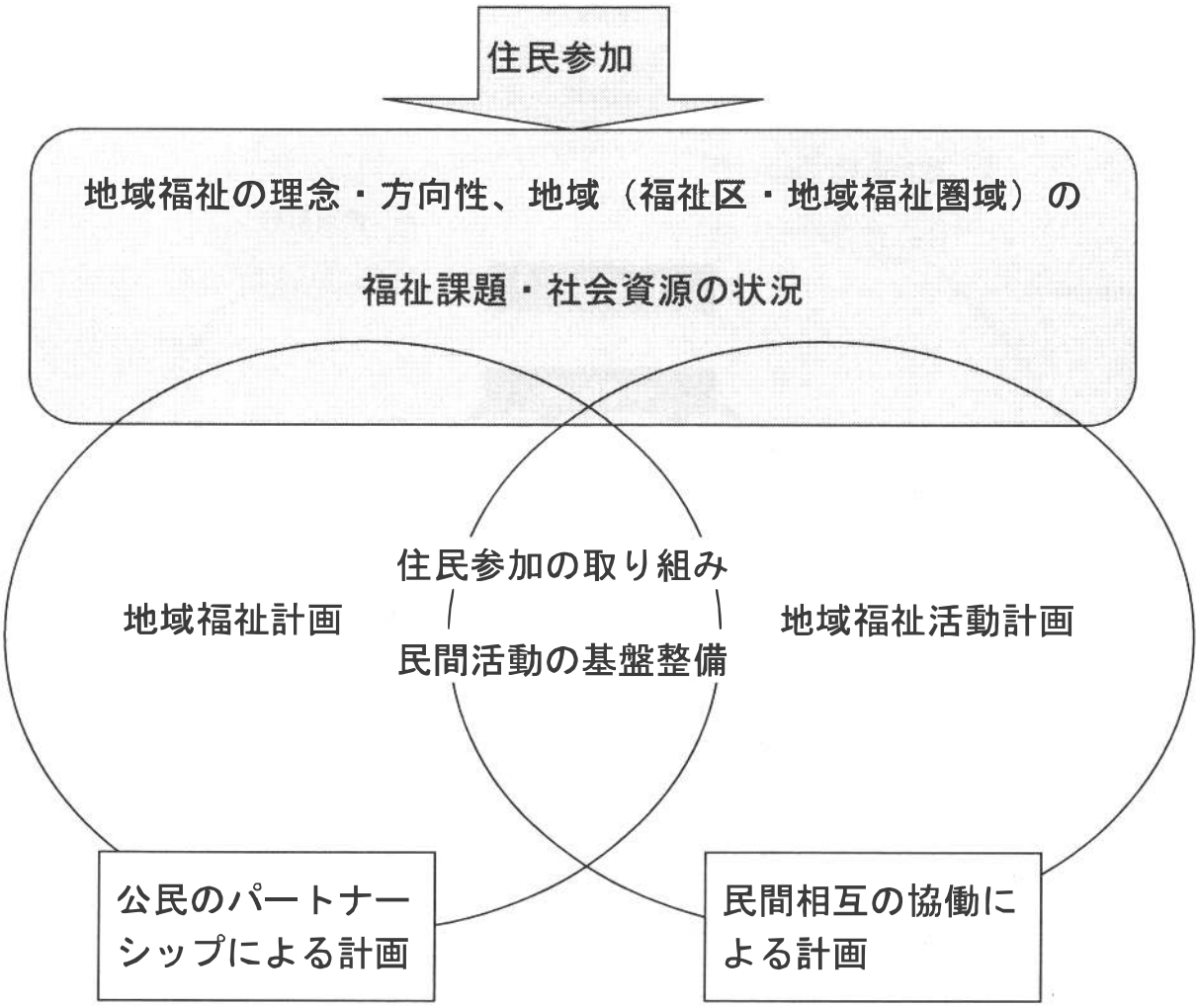

＊全国社会福祉協議会「地域福祉活動計画策定指針」（2006 年）
を参考にして宜野湾市社会福祉協議会にて作成

４．計画の期間

計画期間は、平成２３年度から平成２７年度までの５か年計画とし、必要に応じて見直しをおこなうこととします。

また、第２次宜野湾市地域福祉計画との整合性を図りながら進めていくものとします。

5.「地域」の範囲

身近な地域で、「福祉サービスの提供」や「住民の活動」をスムーズにするため、地域の範囲を下記のように設定していきます。

＜福祉圏域の図＞

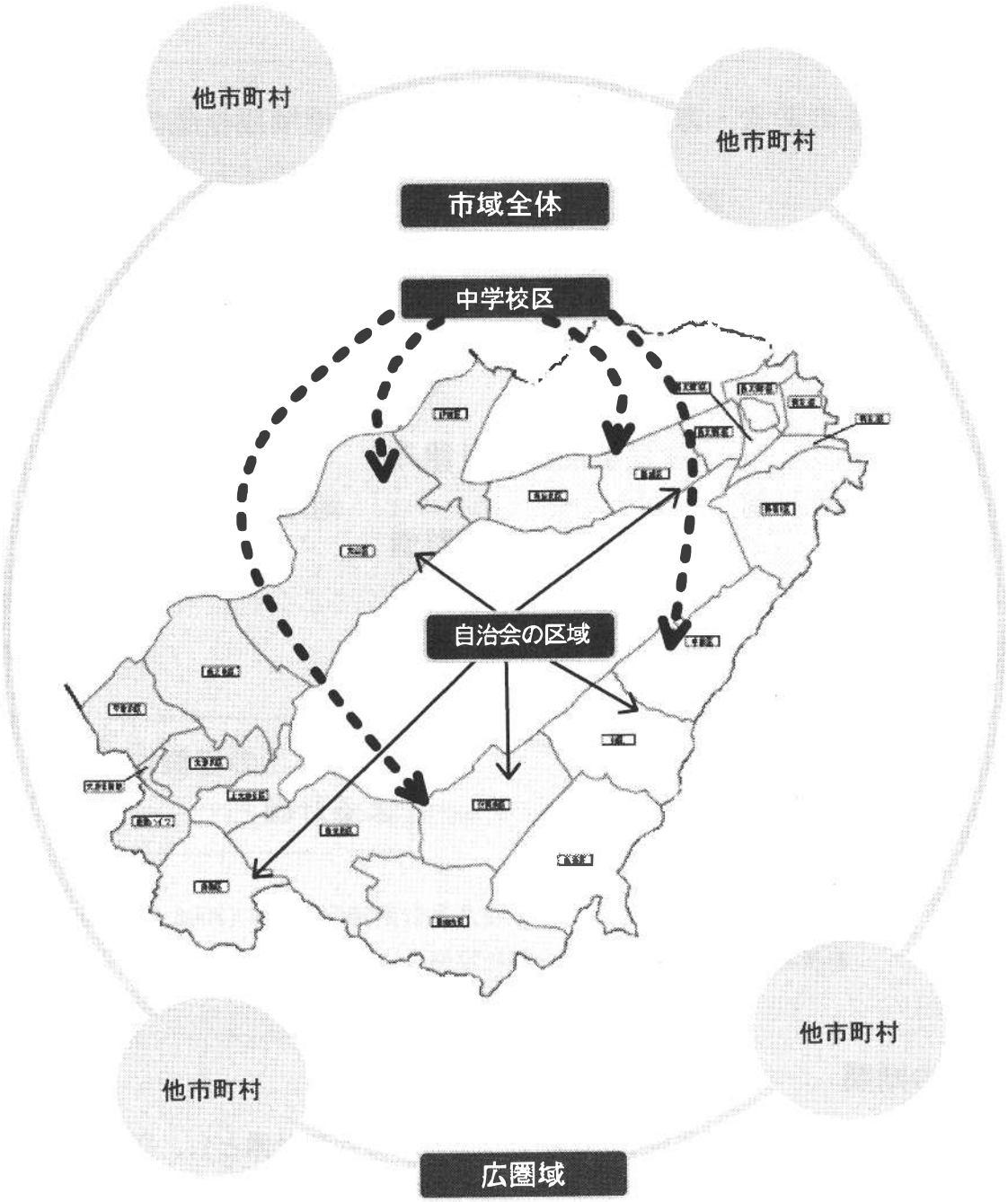

第２章　どのような地域をめざすのか

１．基本理念

「第２次宜野湾市地域福祉活動計画」では、「第２次宜野湾市地域福祉計画」と協働・連携する目的から第２次宜野湾市地域福祉計画の基本理念に基づき推進していきます。

チュイシージーの心で創る

人と人がつながるやさしい都市（まち）　ぎのわん

市民一人ひとりの個性や考えが尊重されるとともに、
自分の持つ力を活かし、時には人を支え、時には支えられながら、
あいさつや笑顔が飛び交い、幸せに暮らすことができるまちをめざします

人と人がつながるやさしい都市（まち）　ぎのわんとは・・・

●「市民一人ひとりの個性や考えが尊重される」ことが基本になります。年齢や性別、障害の有無、国籍、家庭環境などにかかわらず互いを認め合い、それぞれの個性に応じて、自分の目標や夢に向かってチャレンジし、夢をかなえることができるまちです。

●人生のなかでわたしたちは、場面によっては支援する側であったり、支援される側であったりします。例えば言葉や笑顔一つだけでも誰かを支えたり、逆に勇気づけられたりするものです。自分の持つ能力を地域や誰かを支えることに活かし、豊かな関係を築くことのできるまちです。

●そして、あいさつや笑顔が飛び交い、活気にあふれ、市民が中心（主役）の平和なまちのことです。

2．基本目標

基本理念にかかげた都市（まち）を実現するため、計画の骨格となる目標を以下の通り定めました。なお、第２次宜野湾市地域福祉活動計画では、市民にわかりやすく、より実効性の高い計画としていくため、基本目標・施策内容の整理を図っています。

目標１：「みんながつながる」地域をつくります

福祉に対する市民意識を高め、地域福祉を担う人材の育成、地域の人々の交流などを通し、自らの地域の生活課題をみつけ、見守りや支え合いといった活動を主体的に行うことができる環境づくりを行います。

また、地域で発見された生活課題について、地域の福祉力を活かしながら解決に取り組んでいけるよう、コーディネート体制の確立をめざします。

目標２：「安心して暮らす」基盤を整えます

子どもや高齢者、男性や女性、障がいの有無、国籍などにかかわらず、誰もが生き生きと活動し、安心して暮らしつづけることができるまちづくりをすすめます。そのため、できるだけすべての人が利用しやすく、すべての人に配慮した、福祉施策の推進をすすめるとともに、いざという時に地域で助け合うことができるよう、防災体制などの強化を図ります。

また、市民誰もが必要なサービスを利用できるよう、行政と連携して、情報提供や相談体制などの確立を図ります。

目標３：「組織・財政基盤」の強化を図ります

地域課題や地域ニーズに即応したサービス提供を行うためにも、本市社協事業を市民に理解してもらい自主財源の確保を図りつつ、職員の資質向上に努めます。

また、安定的な組織運営の構築を実施するためにも、事務局体制や理事・評議員も含めた機能強化を図ります。

3．体系図

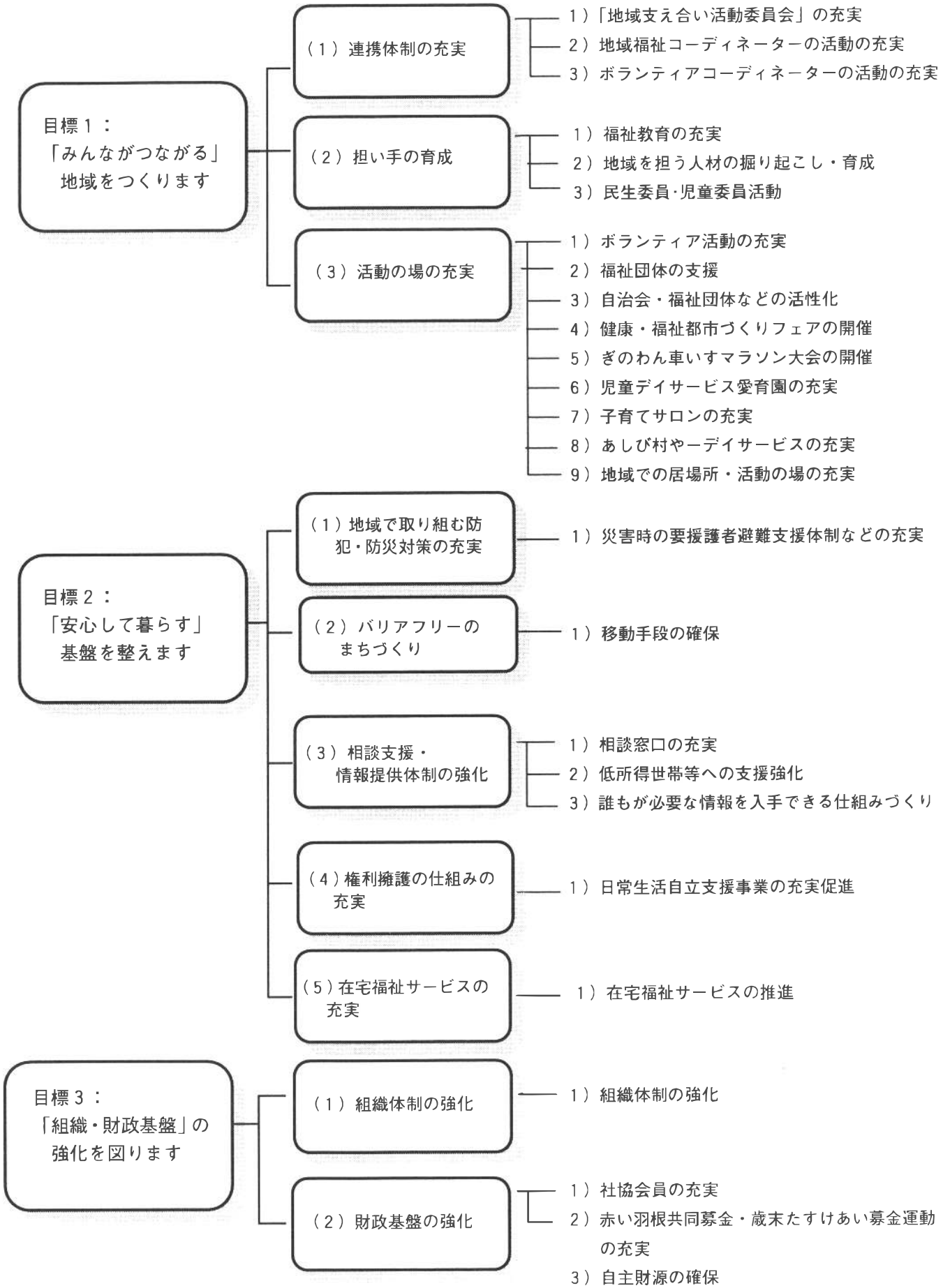
目標１：
「みんながつながる」
地域をつくります
（１）連携体制の充実
１）「地域支え合い活動委員会」の充実
２）地域福祉コーディネーターの活動の充実
３）ボランティアコーディネーターの活動の充実
（２）担い手の育成
１）福祉教育の充実
２）地域を担う人材の掘り起こし・育成
３）民生委員･児童委員活動
（３）活動の場の充実
１）ボランティア活動の充実
２）福祉団体の支援
３）自治会・福祉団体などの活性化
４）健康・福祉都市づくりフェアの開催
５）ぎのわん車いすマラソン大会の開催
６）児童デイサービス愛育園の充実
７）子育てサロンの充実
８）あしび村やーデイサービスの充実
９）地域での居場所・活動の場の充実
目標２：
「安心して暮らす」
基盤を整えます
（１）地域で取り組む防犯・防災対策の充実
１）災害時の要援護者避難支援体制などの充実
（２）バリアフリーのまちづくり
１）移動手段の確保
（３）相談支援・情報提供体制の強化
１）相談窓口の充実
２）低所得世帯等への支援強化
３）誰もが必要な情報を入手できる仕組みづくり
（４）権利擁護の仕組みの充実
１）日常生活自立支援事業の充実促進
（５）在宅福祉サービスの充実
１）在宅福祉サービスの推進
目標３：
「組織・財政基盤」の
強化を図ります
（１）組織体制の強化
１）組織体制の強化
（２）財政基盤の強化
１）社協会員の充実
２）赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金運動の充実
３）自主財源の確保

４．地域福祉の推進体制（宜野湾市チュイシージーネットワーク　～地域の支え合いのしくみ～）

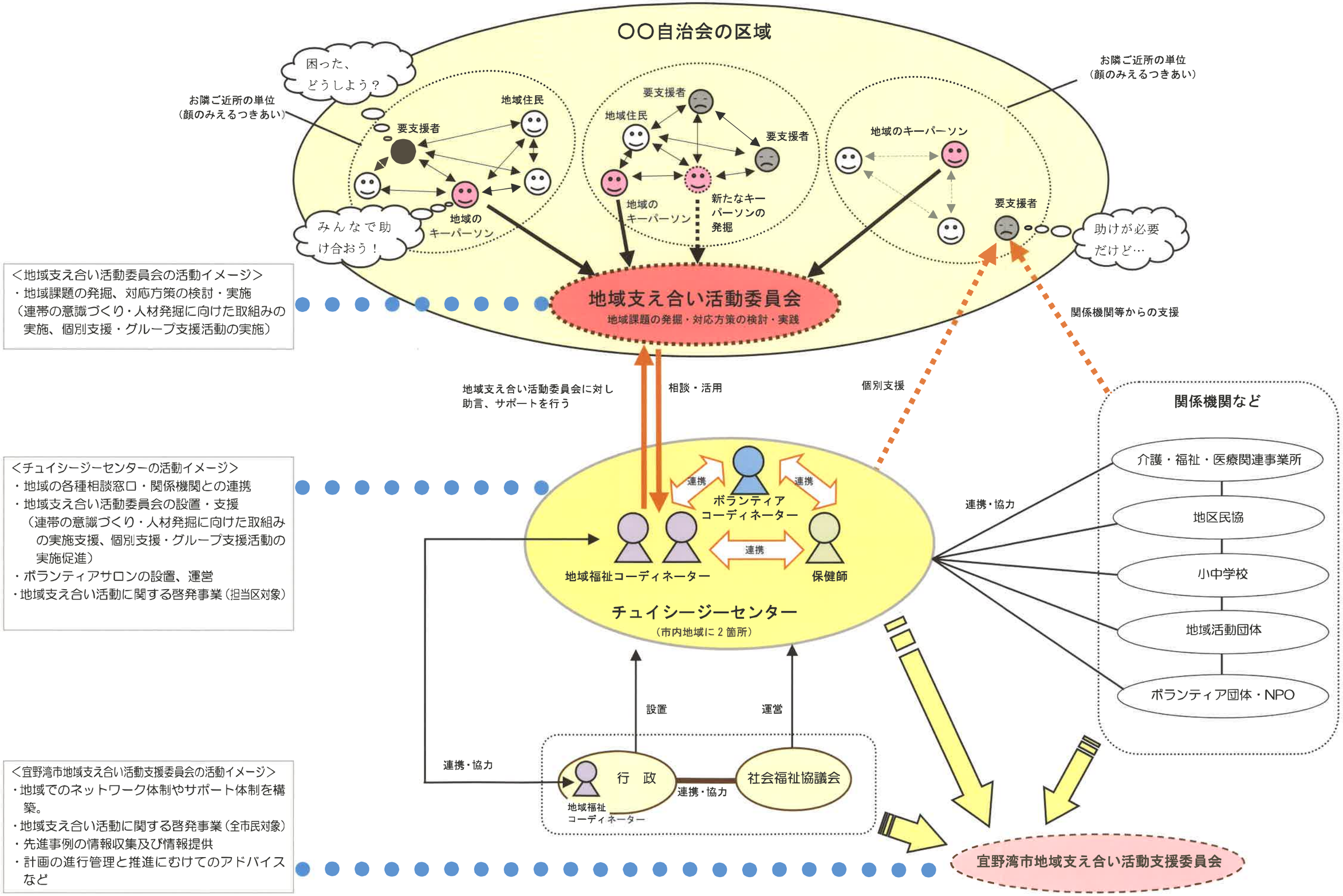

各論　みんなで取り組む地域福祉

第２次宜野湾市地域福祉活動計画　重点プロジェクト

第２次宜野湾市地域福祉活動計画を推進するにあたり、３つの事業及び活動を重点プロジェクトと位置付け推進していきます。

１．地域支え合い活動委員会の充実

１）地域支え合い活動委員会を推進する意義

社会福祉協議会は、社会福祉法第１０９条において、地域福祉を推進する中核的な団体として位置づけられています。その中で、住民誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを地域住民と一緒になって推進していくことが求められます。「地域支え合い活動委員会」を地域住民と事業所などと連携・協働して推進していきます。

２）地域支え合い活動委員会の取り組みについて

地域づくり活動を中心に、支援を必要としている人を支えていくための具体的な福祉活動を展開して行きます。また、それぞれの地域課題や地域状況に目を向けながら、地域住民同士で支え合える地域づくりを一緒になって推進していきます。その中で、コミュニティソーシャルワーク活動を展開し、支え合いマップの作成や個別支援台帳の作成、見守り活動などを取り組んでいきます。

３）地域支え合い活動委員会の５年後の姿

顔のみえる繋がりを意識しながら、地域住民が主体となった活動が展開できるよう、主体的・側面的に支援していきながら地域づくりを行っていきます。

４）行政との関わり

本計画は、第２次宜野湾市地域福祉計画と連動・連携しながら、行政に配置されている地域福祉コーディネーターや担当課との連携・協働のもと、地域福祉の充実・発展を目指し活動を展開していきます。

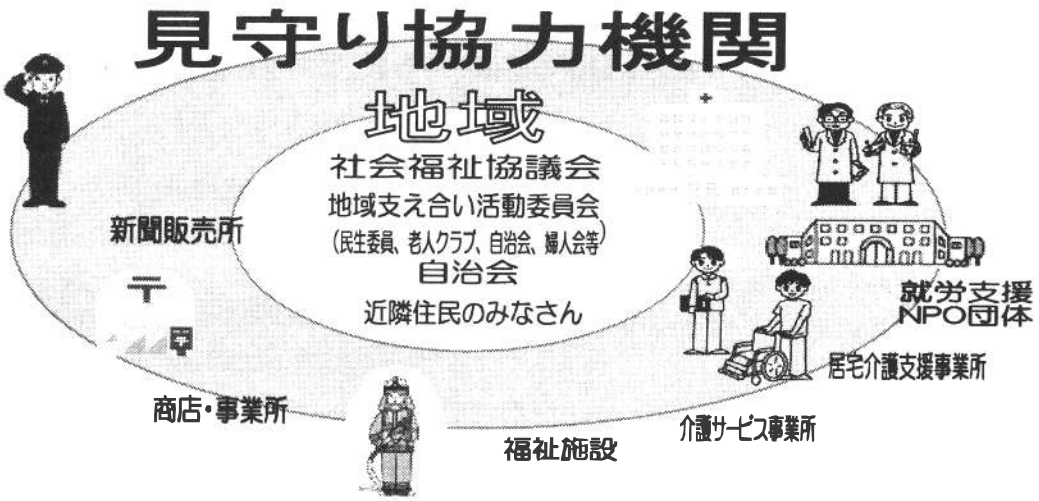

２．災害時要援護者避難支援の充実

１）災害時要援護者避難支援を推進する意義

近年、全国各地で大規模災害が発生しており、特に要援護者が孤立し、被害が大きいことから、今後予想される災害に備えて地域や事業所との結びつきなどを強化しながら、主体的・側面的に要援護者に対する避難支援活動に取り組んでいくことが求められています。

２）災害時要援護者避難支援の取り組み

地域支え合い活動委員会や日頃の活動などを通し、避難支援について検討していきながら、効果的な活動の実施を行っていきます。

３）災害時要援護者避難支援の５年後の姿

５年後には、２００名近くの要援護者が登録され、地域住民や事業所などを通して、災害時における避難支援計画や避難支援の体制が構築されるよう努めます。

４）行政との関わり

総務課・福祉総務課を中心に各課との横断的な連携を図りながら避難支援体制の構築に努めていきます。

３．財政基盤の充実

１）財政基盤充実を推進する意義

本会は、地域福祉推進の中核的役割を担うことが期待されており、近年の社会情勢などを鑑みながら、より安定的な事業推進を行っていく為にも財政基盤の確立が求められる。

２）財政基盤充実に向けた取り組み

財政基盤の充実に向け、赤い羽根共同募金や社協会費などの自己財源の確保を行いながら、「(仮称)財政・福祉基金検討部会」との連携を図り推進していきます。

３）財政基盤充実を行っての５年後の姿

組織内の基礎基盤が整えられ、安定的な財政の確保が行われ、ニーズに合わせたサービスの提供が行われるよう努めます。

目標１：「みんながつながる」地域をつくります

（１）連携体制の充実

市民同士が日常生活での不安や困りごとについて、地域で解決していくことができるよう、支え合いを実践するための組織づくりや、そのサポート体制の構築など、連携の仕組みづくりを行います。

１）「地域支え合い活動委員会」の充実

地域に暮らす市民同士がつながる中で、支え合い・福祉活動の輪を広げ、市民の抱える課題の発見・解決に取り組んでいくことができるよう、各自治会における「地域支え合い活動委員会」の設置及び活動の充実を図ります。

「地域支え合い活動委員会」は、自治会役員、民生委員児童委員、地域で活動している実践者などを中心に、広く市民の参加協力を得ながら活動を展開していくものとし、それぞれの地域がかかえる生活課題の発見やその解決に向けて、地域住民が主体となって地域活動の推進を行うなど、地域の状況に応じたやり方で取り組んでいきます。

【具体的な取り組み】

①全自治会区域での地域支え合い活動委員会設置

地域福祉活動を全市的な活動として展開していくため、全自治会区域での「地域支え合い活動委員会」の設置を促進していくものとし、未設置の自治会に対して「地域支え合い活動委員会」の目的や取組みの紹介を行っていくなど、設置に向けた働きかけを行っていきます。

具体的な取り組み	スケジュール				
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
委員会設置	18 自治会	23 自治会	継続	継続	継続

②連帯の意識づくり・人材発掘に向けた取組みの実施促進

自治会の役員や民生委員・児童委員といった役割を持った方だけが地域福祉活動を担うのではなく、多様な地域人材の発掘・参画を図る中で、地域福祉推進の輪を広げていきます。そのため、これまで実施してきた「まちでニッコリ（*^_^*）あいさつ・声かけ運動」や「自治会加入促進」といった地域づくり活動の継続を促進し、地域に愛着をもって市民が地域活動に参画できるよう推進します。

③個別支援・グループ支援活動の実施促進

地域づくり活動と併せて、支援を必要とする人を支えていくための具体的な福祉活動を展開していく必要があります。そのため、地域の熟度に応じて個別支援やグループ支援活動の展開を促進していくこととします。

＜具体的な活動の例示＞

・支え合いマップの作成

・個別支援台帳の作成

・見守り活動　　など

④宜野湾市地域支え合い活動支援委員会の活用

地域づくりのための支援体制を宜野湾市全体で構築するために、「宜野湾市地域支え合い活動支援委員会」が、行政によって設置され、その中では、「地域支え合い活動委員会」や「チュイシージーセンター」から挙がってくる課題などを協議・助言をもらい、地域の課題などを解決できるよう、活用していきます。

⑤チュイシージーセンターへの配置について

市民の身近な相談・支援窓口、地域活動の交流・情報交換の場となるよう、チュイ―シージーセンターに地域福祉コーディネーターとボランティアコーディネーターを配置していきます。また、身近な健康相談や個別支援に対応していくことができるよう、保健師の配置についても行政担当課へ要請を行っていきます。

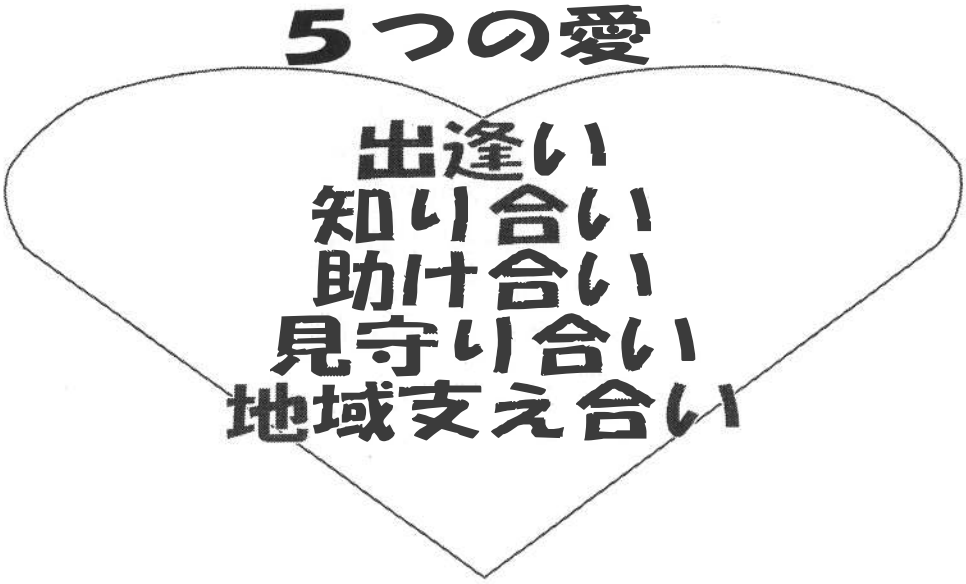

宜野湾市社会福祉協議会は、５つの「愛」を大切に、地域支え「愛」活動を取り組んでいきます！

2）地域福祉コーディネーターの活動の充実

チュイシージーセンターに地域福祉コーディネーターを配置し、「地域支え合い活動委員会」では解決できない・難しい課題に対してアドバイスを行うとともに、必要に応じて地域と共同で解決に向けた支援を行います。地域福祉コーディネーターは、地域と関係機関などとの連携をサポートするなど、コミュニティソーシャルワーク活動を行います。

【具体的な取り組み】

①地域福祉コーディネーターの配置と役割

地域福祉コーディネーターの役割として、「地域支え合い活動委員会」へのアドバイス実施や、地域と関係機関（行政や地域包括支援センター、子育て支援センター、障がい者相談支援事業所、小中学校、地域活動支援センター、福祉施設・団体、ＮＰＯ法人など）との連携をサポートするコミュニティソーシャルワーク活動を担う役割を位置づけます。その実践に向けて地域に根付いた活動を行う必要があることから、地域住民のニーズを迅速にキャッチできるようチュイシージーセンター単位ごとに地域福祉コーディネーターを配置していきます。

②地域との協働による問題解決の取り組み実施

地域福祉コーディネーターは、地域と協働して問題解決に取り組んでいくものとします。具体的な活動は地域の自主性を尊重し、その内容に応じてサポートしていくこととなりますが、必要に応じてキーパーソンとなる人材の育成、支え合いマップのマニュアル作成や講演会の企画を行うなど、地域活動を促進するための取り組みを実施します。

■コーディネーター配置の考え方（イメージ）

＊チュイシージーセンターごとに地域福祉コーディネーター及びボランティアコーディネーターを配置

3）ボランティアコーディネーターの活動の充実

チュイシージーセンターにボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアに関心がある人に対し、ボランティアに関する講座や研修会を紹介するとともに、ボランティアの依頼に対し、ボランティア人材の紹介を行うなど、活動実施の支援を行います。また、地域支え合い活動委員会に対し、地域でのボランティア発掘などの支援を行います。

【具体的な取り組み】

①ボランティア育成・活用の充実

各種ボランティア養成講座や研修会などへの市民参加を促進し、ボランティアの育成を図ります。また、ボランティアコーディネーターは、育成したボランティアの登録を図るとともに、利用者とのコーディネートに努めるなど、積極的に人材の活用を行います。

②地域支え合い活動委員会を通した地域ボランティアの発掘

地域福祉コーディネーターと連携しつつ、地域支え合い活動委員会の取り組みの中で地域ボランティア発掘を行うとともに、実践を通して養成を図ります。

③ボランティアセンター運営委員会の充実

ボランティア活動の振興を図るため、地域課題への対応、開拓的・先駆的課題に対応する取り組みや各種事業の実施を通じて、ボランティア活動に参加しやくすするための体制の整備を行い、地域における福祉コミュニティの形成を図るため、委員会を開催し、内容の充実を図っていきます。

ボランティアセンターイメージキャラクター：「サンダン君」

プロフィール：宜野湾市出身の花の妖精。宜野湾市のとある公園に咲くサンダンカです。市内の人々に、支え合う優しい心を持ってもらおうという想いから、がんばって人の形に化けてみました。

（２）担い手の育成

市民一人ひとりが地域福祉について考え、思いやりの心をもって地域と関わっていくことができるよう、福祉意識を高め地域人材を発掘し、気軽に参加できる環境を整えます。

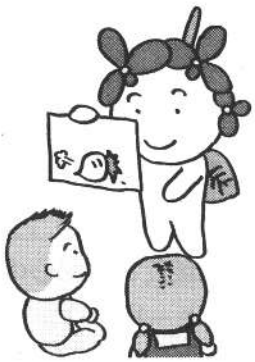

１）福祉教育の充実

「ボランティア活動推進校」の取り組みをはじめ、学校教育や社会教育の中で福祉教育の実践を図ります。また、地域活動へのボランティアの参加を呼び掛けていくなど、地域での実践を通して市民への福祉意識を高めます。

＜具体的な取り組み＞

①子ども期からの福祉教育の推進

「ボランティア活動推進校」指定の取組みの充実を図ります。また、活動推進校の新規開拓と継続的活動の実施に向けて広報・周知や行政担当課と学校との連携充実に努めます。

具体的な取り組み	スケジュール				
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
活動推進校の充実	14 校	17 校	20 校	23 校	25 校

②社会教育における地域活動への展開

地域住民に福祉活動への関心を深めてもらうため、中央公民館などで開催する講座と連携し、福祉学習の充実を図ります。

③地域での実践から学ぶ福祉意識づくり

「あしび村やーデイサービス」、「子育てサロン」などの地域活動への市民の参画を促進し、支え合い活動の輪を広げるとともに、活動を通じて福祉意識を高めます。

2）地域を担う人材の掘り起こし・育成

地域支え合い活動委員会を主体とした活動に対し、できるだけ多くの市民に参加してもらえるよう、参加の機会を促進していくなど、地域に埋もれている人材発掘を行います。

また、地域で抱える問題に対し、地域住民が主体的に解決できるよう、研修会の実施や活動の充実にむけ、担い手の資質向上を図っていきます。

＜具体的な取り組み＞

①地域の担い手（キーパーソン）の発掘・育成

地域住民の関心の高い地域づくり活動を実施し、住民の参画を促進していくとともに、地域の担い手（キーパーソン）となる人材の発掘及び活動を高めるための研修会などを通して担い手の育成を図ります。

3）民生委員・児童委員活動

地域では、民生委員・児童委員が市民の身近な相談相手として生活課題を拾い上げ、福祉活動を実践する存在として重要な役割を担っています。活動充実を図るため、市民への周知を図るとともに、地域課題に応じた研修会を実施します。

①民生委員・児童委員の活動の充実

地域住民に最も身近な相談相手となる民生委員・児童委員については、研修会や日頃の活動を支援し、より活動が強化されるよう協力体制を整えます。

具体的な取り組み	スケジュール				
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
研修会開催	年１回	年１回	年２回	年１回	年１回

（３）活動の場の充実

地域での相談・福祉活動などを充実させていくため、拠点となる活動の場づくりを行います。また、自治会区域での活動や福祉活動を活性化させていくためにも、自治会や福祉団体の活性化を図ります。

１）ボランティア活動の充実

チュイシージーセンター内にボランティアサロンを設置し、ボランティアコーディネーターにより、ボランティアの依頼や活動の支援を行います。またボランティア団体の活動支援や団体間の交流・連携を図ります。

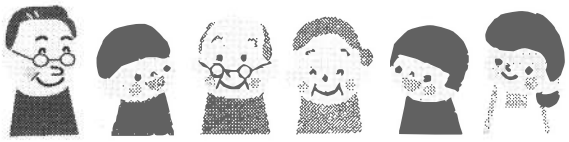

＜具体的な取り組み＞

①ボランティアサロンの設置・運営

ボランティアに関する情報発信やボランティアを必要とする市民への紹介を行うボランティア活動の拠点として活用するとともに、市民やボランティアに対し、その周知を図ります。

②ボランティア同士の連携促進

ボランティア団体間の交流の場・交流機会の確保に努めるなど、ボランティア同士の横の連携・充実を促進します。

③団体・個人ボランティアの活動支援

ボランティア活動が行いやすいような環境づくりやニーズ把握への対応を行い、ボランティアセンター運営委員会と連携・協働を図り充実していきます。

２）福祉団体活動の支援

フォーマル制度だけでなく、ひとり親世帯、宜野湾市手をつなぐ親の会（＊知的障がい児者をもつ親の会）など当事者同士同じ悩みや問題を互いに情報提供しながら解決して行けるように、団体事業の充実や自主運営体制の構築に向けての支援を行っていきます。また、ＮＰＯ法人や市民活動を行っている団体への支援も強化していきます。

＜具体的な取り組み＞

①当事者団体への支援（母子寡婦福祉会、宜野湾市手をつなぐ親の会など）

団体活動の運営に対し、人的・財政的支援などを行い、自主運営できるよう環境整備を行っていきます。

②ＮＰＯ法人や市民活動団体への支援

ＮＰＯ法人や市民活動団体がより発展的な活動が行っていけるよう環境整備や支援体制を構築していきます。

3）自治会・福祉団体などの活性化

住み良いまちづくりやきめ細かな支え合い活動を展開するためにも、地域の自治会の活性化が不可欠です。自治会の活性化に向けて、現在実施している加入促進の取り組みを継続していくとともに、市民にとって関心の高い内容（防犯・防災、健康づくり、子育て支援、環境）について自治会を中心とした勉強会や研修会などの開催し、自治会として新たな活動の取り組みを行っていき、魅力ある自治会づくりに繋げていきます。

また、老人会・婦人会などの各種福祉団体が地域活動に更に参加出来るよう、福祉施設・団体、事業所、ＮＰＯ法人，ボランティア団体との連携・情報共有を図っていきます。

＜具体的な取組み＞

①自治会加入の促進

自治会加入促進事業を継続するにあたり、行政担当課と協働しながら各自治会の加入促進活動を支援します。

②「まちでニッコリ（*^_^*）あいさつ・声かけ運動」の推進

地域福祉の推進基盤となる地域の活性化を図るためにも、地域との連携のもと「まちでニッコリ（*^_^*）あいさつ・声かけ運動」の継続実施及び周知を図り、行政担当課と協働しながら実施します。

③福祉団体と各種地域資源などとの連携・情報共有支援

福祉団体と福祉施設、事業所、ＮＰＯ法人、ボランティア団体などとの交流・情報交換の機会創出に努める中で、連携・情報共有を促進し地域福祉活動の活性化を図ります。

4）健康・福祉都市づくりフェアの開催

「宜野湾市健康都市宣言」の推進目標をふまえ、広く市民を結集し、「心身の健康」「都市の健康」について一層の認識を深める必要があります。特に、高齢社会の進展や生活環境の変化は、福祉、医療、保健そして都市環境について多くの課題を提起しています。これらの課題を前提として、いきいきと豊かで快適な生活ができる都市環境及び健康福祉、体力づくりを市民総ぐるみで推進していきます。

＜具体的な取り組み＞

①市民福祉まつり（福祉部会）

地域活動体験班やボランティア体験、わくわく体験（子ども達の遊び）などの体験型の情報を提供してきました。今後は、市民が参加しやすいよう、より地域に根ざした活動が推進していけるよう市民福祉まつり（福祉部会）の方向性やあり方を検討していきます。

5）ぎのわん車いすマラソン大会の開催

障がい者の社会参加及びスポーツ振興促進を目的に開催している県内唯一の車いすマラソン大会で、市民ぐるみの全国的なスポーツ大会として実施しています。

＜具体的な取り組み＞

①事務局運営の検討

ぎのわん車いすマラソン大会は平成元年に、障がい者の社会参加やスポーツ親交をもとに開催されてきました。平成２２年度で第２２回を数え、市民に認知され、発展されてきました。今後は、事務局運営体制も考慮しながら、方向性やあり方について検討していきます。

具体的な取り組み	スケジュール				
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
大会の開催	実施	実施・検討	検討	―	―

6）児童デイサービス愛育園の充実

言語・身体など発達に不安を抱えている乳幼児期の親子を支え、早期に療育へつなげ基本的生活習慣の習得、集団生活に適応できるよう遊びをとおしながら、心身を促し、保護者の気づきや受容を支える役割（機能）、こどもの発達全般の支援を行う言語訓練、リハビリ訓練、発達相談などの充実強化に努めます。

＜具体的な取り組み＞

①親子通園（療育）の充実

親子通園の実施により親子関係の充実による集団保育への適応や専門分野による言語指導、作業療法などを実施します。また、保健医療の関係機関との連携による支援体制の強化の充実を図ります。

②発達の気になる乳幼児の子育て相談支援事業の実施

本事業のサービスに該当しない発達が気になる親子や乳幼児検診など、保健相談センターより乳幼児検診などからあがってきた親子に対し、いつでも相談や支援を行うことができるよう常勤の臨床心理士の配置を行い相談体制の充実に努めます。また、のびっこ親子教室やのびっこ親子教室後の支援の場（拡大親子教室）を設け、専門職員との連携や相談を実施しながら対応していきます。

具体的な取り組み	スケジュール				
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
専門相談員の配置	検討	配置・実施	実施	実施	実施

7）子育てサロンの充実

市内の子育て中の親を支援するため、子育てに関するさまざまな情報提供並びに親の育児ストレスを軽減し、安心・快適に子育てできる環境づくりのため、自治会単位の地域に子育てサロンを設置していきます。

＜具体的な取り組み＞

①子育てサロン設置箇所の充実

現在、市内６ヶ所の自治会にて実施されている中で、今後は、地域の実情に応じて各自治会や民生委員などへの呼びかけを行い、各地域で親子が気軽に参加できるよう設置箇所の充実を図っていきます。

8）あしび村やーデイサービスの充実

家に閉じこもりがちな高齢者に対して、地域の公民館に通所により社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図ることを目的に実施しています。

＜具体的な取り組み＞

①担い手の育成及び利用者の確保

市内２３ヶ所にて実施していますが、自治会加入率の低下の影響を受け、ボランティアや利用者の減少傾向が見られます。今後、より活動を充実させていく為にも、担い手の育成や利用者の確保に向けた、支援を充実させていきます。

具体的な取り組み	スケジュール				
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業評価	検討	検討	評価実施	検討	評価実施

9）地域での居場所・活動の場の充実

地域での市民同士が出会い、交流し、仲間づくりを行っていくためには、誰もが気軽に利用できる居場所・活動の場が必要です。そのため、身近な地域で住民の支え合い活動や多様な交流機会の創出を図ります。また、多様な福祉団体の活動や保健活動の充実を図るため、老朽化している社会福祉センターと保健相談センターの統合を図り、「(仮称)総合福祉健康増進センター」の整備を要請します。

＜具体的な取り組み＞

①市民の交流・活動の場づくり

自治会でのあしび村やーデイサービスや子育てサロンなど、住民に身近な公共施設や民間施設で行われている支え合いの取り組みや各種交流事業について、内容の充実に努め、市民への周知や参加促進を図ります。

②（仮称）総合福祉健康増進センターの整備要請

老朽化している社会福祉センターと保健相談センターを統合し、福祉と健康の総合的な拠点として「（仮称）総合福祉健康増進センター」の設置に向け、行政との連携を図ります。「（仮称）総合福祉健康増進センター」は市民や各種福祉団体の福祉保健の活動拠点となる施設であることから、市民が利用しやすく、交通アクセスも容易な立地への整備を要請していきます。

具体的な取り組み	スケジュール				
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
（仮称）総合福祉健康増進センターの整備	調査等	基本構想 基本計画	設計	整備	

目標２：「安心して暮らす」基盤を整えます

（１）地域で取り組む防犯・防災対策の充実

防犯や災害などに対する市民の意識啓発を行うとともに、万一の災害時に要援護者を市民相互で助け合うため、支援体制の確立を図ります。

１）災害時の要援護者避難支援体制などの充実

宜野湾市災害時要援護者避難支援計画をはじめ、地域の避難所や災害に関する情報の周知を図り、災害に関する市民の意識を高めます。また、地域支え合い活動委員会をはじめ、自治会や民生委員・児童委員、市民、関係機関の協力のもと、要援護者の把握・登録促進を図るとともに、先進事例を参考に、要援護者情報の効果的な収集・共有実施に努めます。また、災害時において、要援護者の避難支援を行う避難支援ボランティアの確保・育成に努めます。

＜具体的な取り組み＞

①効果的な要援護者把握方法の検討・実践

宜野湾市災害時要援護者避難支援計画について周知していくとともに、災害時の要援護者の把握について、これまで実施してきた手上げ方式を継続し、より多くの災害時要援護者に避難支援プラン（個別計画）の作成に向けた登録を呼びかけます。また、災害時要援護者の効果的な把握を行うため、市が保有する個人情報の活用を図る関係機関共有方式や要援護者に直接働きかける同意方式について検討を行います。

②災害時要援護者避難支援対策協議会事務局運営

宜野湾市災害時要援護者避難支援計画に基づいた宜野湾市災害時要援護者避難支援対策協議会事務局運営を担い、地域支え合い活動委員会などと協働のもと災害時に要援護者が迅速に避難出来るよう支援していきます。また、事務局運営体制のあり方についても検討していきます。

③要援護者登録

登録者が少ない現状を踏まえ、行政・各地域・地域支え合い活動委員会や関係機関との協働のもと登録者を増やしていきます。

具体的な取り組み	スケジュール				
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
要援護者登録	70 名	100 名	130 名	160 名	200 名

④避難支援ボランティアの確保

災害の際に要援護者の避難活動を支援するボランティアの確保及び登録制度を導入していきます。避難支援ボランティアは、日頃の見守り活動の延長線上で避難活動を意識し、災害時対応に結び付けていきます。

具体的な取り組み	スケジュール				
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
登録制度の導入	検討	実施	実施	実施	実施
ボランティア登録数	70 名	100 名	130 名	160 名	200 名

＊地域支え合い活動委員会などとの活動での登録も含まれます

⑤災害における広報活動の充実

市民に対し、常日頃から災害における啓蒙・啓発を実施するためにも、行政と協働して福祉避難所の案内マップの作成や掲示板における広報などを充実させていきます。

⑥宜野湾市地域防災計画の周知

市民に対し、宜野湾市地域防災計画やハザードマップ、防災手帳の周知を図るとともに、災害情報を伝達するネットワークの構築や避難場所の周知を図ります。

■参考：災害時要援護者情報の収集と共有の 3 方式について

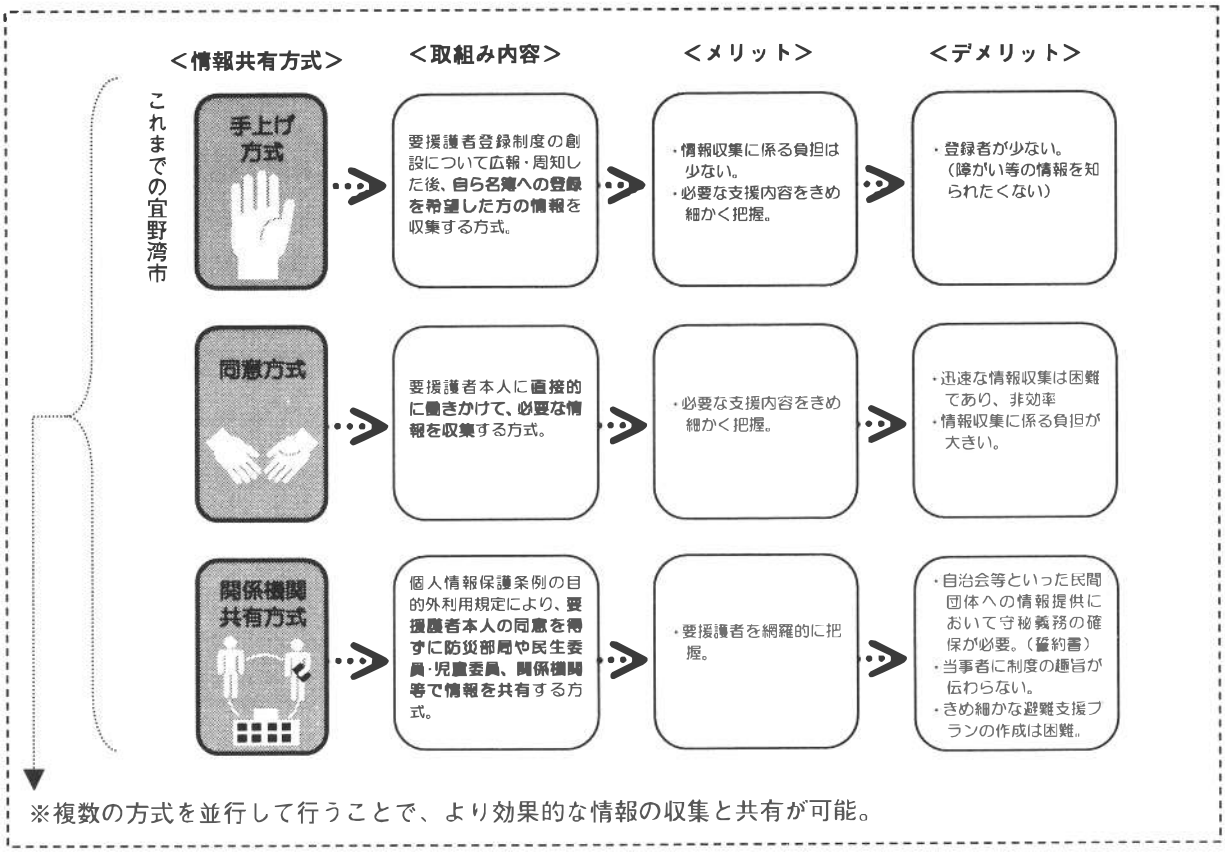

（2）バリアフリーのまちづくり

移動が困難な高齢者、障がい者などへの移動支援を行います。

1）移動手段の確保

移動の困難な市民への外出・移動支援を図るため、リフト付き車両の貸し出しの継続・充実を図ります。

＜具体的な取り組み＞

①リフト付き車両の貸し出しの充実

リフト付き車両の貸し出しを行い、車いす使用者及び重度肢体不自由者の移動支援を行います。

2）市内巡回バス（コミュニティバス）運行の推進

移動が困難な高齢者、障がい者などの社会参加や公共施設利用を促進するために、市内に送迎バスを走らせている事業所との連携による移動手段の確保検討をはじめ、「（仮称）ワンコイン・コミュニティバス」の導入について担当課と一体となって運行の実現に向けて推進して行きます。

（３）相談支援・情報提供体制の強化

市民の抱える複雑な問題に適切に対応し、住民が最適なサービスを自ら選択できるよう、福祉や健康に関する各種相談支援体制の充実をはじめ、情報提供の充実及び支援の強化を図ります。

１）相談窓口の充実

地域において、誰もが気軽に相談できる相談窓口としてチュイシージーセンターの設置を図るとともに、チュイシージーセンターを核にして、地域、関係機関、団体と連携を深め、各種相談窓口に繋げるよう支援体制を整えていきます。

また、社会福祉センター内「ふれあい相談室」を継続し、チュイシージーセンターなどとの連携を図り、適切に相談支援を行っていきます。

＜具体的な取り組み＞

①地域での相談窓口の設置・充実

チュイシージーセンターを核として、地域の各種相談窓口（地域包括支援センター、地域子育て支援拠点事業、障がい者相談支援事業所など）との連携体制の構築に努めます。

また、チュイシージーセンター設置に向けては、計画どおり推進できるよう担当課と協働して年次計画どおり進めて行きます。

具体的な取り組み	スケジュール				
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
チュイシージーセンターの設置	調整	1 箇所	1 箇所	2 箇所	2 箇所

②ふれあい相談室の充実

社会福祉センター内のふれあい相談室を継続し、関係機関との連携を深め、相談者を各種相談窓口に繋げるよう支援体制を整えていきます。

現在、法律相談を月に 2 回実施し、法律の専門家との連携のもと支援を行っています。

2）低所得世帯などへの支援強化

地域福祉活動や民生委員・児童委員活動などをとおし、低所得により困っている世帯の把握を強化し、迅速に各種制度につなげていけるよう支援していきます。また、生活福祉資金などの貸付け世帯に対し自立に向けた助言や支援も行っていきます。

＜具体的な取り組み＞

①生活福祉資金貸付事業

沖縄県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業の相談窓口として地域住民からの相談を受け、世帯の自立に向けた支援を行っていきます。償還に対しては、沖縄県社会福祉協議会と協力し指導及び援助を強化していきます。また、民生委員と連携して地域での指導・援助も行っていきます。

②福祉金庫貸付事業

本市社協独自の事業として、一時的に生活が厳しくなった状況の世帯などに対して小口資金の貸付を行い生活の維持を図り、自立に向けた支援も行います。

③緊急一時支援（法外援護）

火災・水害などによる被災者や緊急援助を必要とする住民への一時的な支援（金品や生活物資など）を行っていきます。また、関係機関などとの連携を図り、生活状況の改善に向けた支援も行います。

3）誰もが必要な情報を入手できる仕組みづくり

広報誌やホームページなどといった市民に身近な情報媒体を用い、保健福祉に関する各種制度、地域支え合い活動委員会の取り組みなどに関する情報提供の充実を図ります。また、情報提供にあたっては、障がい者や外国人など、様々な市民の視点に立ち、情報バリアフリー化を進めていきます。

①広報誌・ホームページなどの充実

広報誌（社協だより）を発行し、市民がいつでも必要とする情報が入手できるよう、ホームページに掲載する福祉情報の充実・更新に努めます。また、市民・関係団体・企業などとの協働のもと市民の目線に立った、親しみやすい広報誌・ホームページの作成に努めていきます。

具体的な取り組み	スケジュール				
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
社協だよりの発行	年 4 回	年 6 回	年 6 回	年 6 回	年 6 回

（４）権利擁護の仕組みの充実

判断能力が不十分な方の権利が侵害されることが無いよう、権利擁護の仕組みの充実と利用促進を図ります。

１）日常生活自立支援事業の充実促進

福祉サービスの手続きの援助や日常的金銭管理や書類の管理に支援が必要な認知症高齢者や知的・精神障がい者に対し、行政との連携のもと、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の普及促進を行います。なお、同事業については増加する利用者に応えられるよう、「宜野湾市地域福祉権利擁護センター（仮称）」を支援し、行政と協働しながら事業推進に努めます。

＜具体的な取り組み＞

①日常生活自立支援事業の運営

行政や福祉関係者、事業所などと連携し、多様な広報媒体（広報誌やホームページへの掲載、窓口へのパンフレット設置など）により日常生活自立支援事業の普及を図ります。

具体的な取り組み	スケジュール				
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業利用者	10 名	15 名	20 名	25 名	30 名

②「宜野湾市地域福祉権利擁護センター（仮称）」の設置検討に向けた支援

「宜野湾市地域福祉権利擁護センター（仮称）」の設置に向けて、市独自で地域福祉権利擁護センターを設置している事例調査を実施するとともに、行政・沖縄県社会福祉協議会との連絡・調整を図ります。

③生活支援員の確保

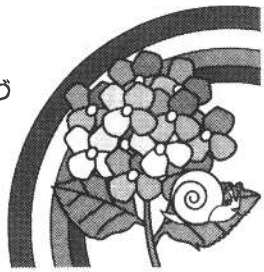

生活支援員は、日常生活自立支援事業を推進するにあたり、支援計画に基づき適切な福祉サービスが受けれるよう利用者の方の支援を行っていきます。現在、浦添市社会福祉協議会に設置の「りんどう」の専門員の指導のもと事業運営にあたっているなかで、生活支援員の確保が課題となっており、生活支援員の確保に努めていきます。

具体的な取り組み	スケジュール				
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
生活支援員の確保	10 名	10 名	15 名	20 名	25 名

（5）在宅福祉サービスの充実

在宅福祉推進のため、給食サービス・友愛訪問事業・福祉機器の貸し出しを実施します。

1）在宅福祉サービスの推進

独居高齢者などの世帯を訪問し、安否確認や話し相手、食生活の改善などを行い、孤独感の解消や地域との結びつきを強化することにより、安心して暮らせるよう生活の質の向上に努めていきます。また、在宅で自立した生活が送れるよう福祉機器などの貸し出しも行っていきます。

＜具体的な取り組み＞

①給食サービス・友愛訪問事業の推進

十分な食事を確保できない又は、虚弱などを理由に安否などの見守りが必要な高齢者世帯などに、地域ボランティアによる訪問活動を行っていきます。サービスを実施することで地域との結びつきを強化し、孤独感の解消を図ります。今後は、地域支え合い活動委員会の見守り活動が推進されている中で、事業推進のあり方について検討していきます。

<table>
<tr><th rowspan="2">具体的な取り組み</th><th colspan="5">スケジュール</th></tr>
<tr><th>平成 23 年度</th><th>平成 24 年度</th><th>平成 25 年度</th><th>平成 26 年度</th><th>平成 27 年度</th></tr>
<tr><td>友愛訪問事業</td><td>検討</td><td rowspan="2">検討・統合モデル地区2ヶ所にて実施</td><td rowspan="2">事業方向性検討</td><td rowspan="2">事業方向性検討</td><td rowspan="2">事業方向性検討</td></tr>
<tr><td>給食サービス事業</td><td>検討</td></tr>
</table>

②福祉機器の貸し出し

介護負担の軽減と要介護者の生活の質を高めるため、福祉サービスを利用するまでの間の短期の福祉機器を貸し出しする。更に不要となった福祉機器を住民から提供してもらい、必要な人へ貸し出し、リサイクル運動を実施、在宅生活の円滑化をすすめていきます。また、事業実施にあたっては、ケアマネージャーなどと連携し、支援していきます。

目標３：「組織・財政基盤」の強化を図ります

（１）組織体制の強化

社会福祉協議会は、住民組織、民生委員・児童委員、ボランティア団体、社会福祉事業施設、行政などと協働し、地域福祉活動を展開する地域の民間団体の中核となる組織であり、また、市民団体などが主体的に行う地域福祉活動を促進・支援する役割を担う組織でもある。公共性・公益性・民間性・自主性を併せ持ちながらその使命を果たすために本会の組織体制の充実化を強化していきます。

１）組織体制の強化

地域福祉活動を推進させる為の基礎基盤となる組織体制の構築の充実及び執行機関や事務局体制の強化を図っていきます。

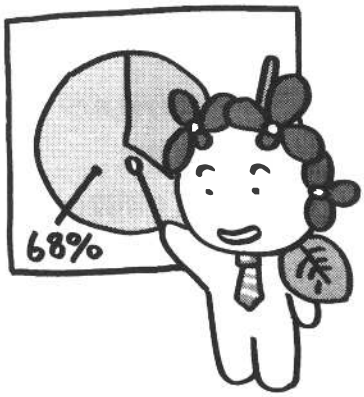

＜具体的な取り組み＞

①執行機関及び監査体制の機能強化

理事会・評議員会においては、今後の本会の運営に対する事業遂行や方針などに参画・精査し、地域に即した対応が求められます。また、監査体制においては、複雑化した事業執行、事務分掌や会計処理を明瞭化し、説明責任の強化も図ります。

②事務局体制の強化

地域福祉を推進するうえで、本計画の基本理念である「チュイシージーの心で創る人と人がつながるやさしい都市ぎのわん」の実現に向けた職員の資質向上及び研修会などへの参加を図り、充実したサービス提供が出来るよう努めていきます。

（２）財政基盤の強化

本会は、行政からの財政援助に加え、市民・企業などからの寄付、社協会費や赤い羽根共同募金の事業収入などさまざまな財源の組み合わせによって事業を推進しています。今後は地域福祉の推進と充実化がさらに期待されることから、自主財源の増加を図り、財政基盤の強化に努めます。

１）社協会費（会員）の充実

社協（会費）会員は、近年の社会経済事情などの変化により会員数の減少傾向がみられます。都市化により市民の自治会離れの傾向が強まり、その影響を受けて自治会をとおしての社協戸別会員の加入促進が困難になりつつあります。広報誌などで周知し、市民や関係機関に呼びかけていき会費（会員）の充実を図ります。

＜具体的な取り組み＞

①広報活動の充実

会費の使途を明確化し、市民により協力しやすい環境や体制を整えていきます。

②会費の活用検討

地域の実情に応じた活用方法を考え、新たな地域福祉課題を推進する中で発した課題に対し、地域との協働のもと会費の活用を検討していきます。

２）赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金運動の充実

沖縄県共同募金会宜野湾市共同募金委員会において、募金運動に対する住民の関心を高め、募金活動を強化し、目標額を上回る額の確保に努め、配分金額の増額を図っていきます。今後、組織体制や地域福祉推進を担う福祉団体などへの活動助成に向けた取り組みを検討していきます。

赤い羽根
共同募金
10月1日▶12月31日

３）自主財源の確保

経済不況などの社会情勢を鑑み、今後は自主財源の確保が課題となります。継続的な地域福祉推進活動を実施していく為にも、理事・評議員と一緒になって財源確保に努めていきます。また、福祉基金の目標額を達成するため、計画的に取り組むとともに、有効的資金運用を行っていきます。

①中期財政プランの作成

現在の経済状況を鑑みながら、今後の安定的な財政運営が展開されるよう「（仮称）財政・福祉基金検討部会」において、中期財政プランを作成していきます。

具体的な取り組み	スケジュール				
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
部会設置	検討・設置	設置	設置	設置	設置
財政プラン	検討・作成	作成・実施	実施	実施	見直し

参考資料

1．第１次宜野湾市地域福祉活動計画について

2．第２次宜野湾市地域福祉活動計画推進にあたって

3．宜野湾市社会福祉協議会職員行動原則

4．用語集

１．第１次宜野湾市地域福祉活動計画について

事業評価について

１．宜野湾市地域福祉活動計画事業評価の目的

宜野湾市社会福祉協議会では、平成１６年に第１次宜野湾市地域福祉活動計画（以下「第１次地域福祉活動計画」）を策定し、「すべての住民が安心・快適に暮らせるまちづくり」を基本理念に、各種事業を展開してきた。

その後、２年遅れの平成１８年には第１次宜野湾市地域福祉計画（以下「第１次地域福祉計画」）が策定され、第１次地域福祉活動計画と第１次地域福祉計画の整合性がとれないものとなった。

そこで、本計画の第２次宜野湾市地域福祉活動計画（以下「第２次地域福祉活動計画」）ではその反省をもとに、計画見直し時期を２年先送りし策定することで第２次地域福祉計画との整合性のとれた計画にすることとした。また、第２次地域福祉活動計画策定にあたっては、これまでの第１次地域福祉活動計画で実施した事業評価を宜野湾市地域福祉活動計画推進委員会（以下「推進委員会」）において評価しながら、市民の立場の目線で評価することも今後の事業推進には必要不可欠と考えられる。

今回、第１次地域福祉活動計画の事業評価を活かし第２次地域福祉活動計画の策定において、市民が求める福祉ニーズが計画に反映することで、実行性・実現性の高い計画にするため事業評価を行うものとする。

２．評価の経緯

地域福祉活動計画の総合的な見直しを行う。また、評価実施にあたっては、職員評価を実施し、それをもとに推進委員会での評価を実施するものとする。

（１）本市社協職員間の評価　　平成２１年１０月１日～平成２２年　６月３０日
（２）推進委員会評価　　平成２２年　７月１日～平成２２年　９月３０日

３．事業評価の見直しについて

第１次地域福祉活動計画は平成１６年に策定し、「近隣住民の支え合い活動によるまちづくり」「福祉情報活動の充実によるまちづくり」「当事者団体等の福祉活動への支援によるまちづくり」「在宅福祉の推進・開発による安心できるまちづくり」「社協基盤財政の充実化」の実現に取り組む姿勢を示し、事業を展開してきた。

第１次地域福祉活動計画実施後、高齢社会の進展や経済、社会状況の変化にともない、目まぐるしく生活環境が変わってきました。こうした状況を背景に、第１次地域福祉活動計画を見直すにあたり、これまでの活動についてどのように社会変化に対して活動を行ってきたのか、どのような点が評価出来るのかなど、これまでの活動を振り返り職員間で自己評価を行った。

総合的な見直しについては、職員間の自己評価をもとに推進委員会による事業対象項目（＊評価項目が多い為、抜粋して評価を実施）を中心に評価を行った。

４．評価について

職員間の評価内容をもとに推進委員会にて事業の実績、実施状況、課題などの確認を行い、事業対象項目を中心に委員会にて総合的な見直し及び評価が実施された。

事業評価まとめ

第１次地域福祉活動計画に基づいて活動を実施した事業について平成１６年度～平成２１年度までを総合して評価を行った。

各事業項目における評価は以下のとおりである。

１）宜野湾市地域福祉活動計画推進委員会による事業対象項目の評価及び今後の方向性について

推進委員会による事業対象項目評価を４回に分けて実施。

＜委員会評価＞（対象項目：１１項目）

１．まちでニッコリあいさつ声かけ運動、　２．自治会加入促進強化事業
３．地域支え合い活動委員会　４．福祉情報活動の充実によるまちづくり
５．当事者団体への活動の支援について　６．ボランティアセンター機能の充実
７．総合相談機能の充実　８．低所得世帯への支援の強化
９．高齢者・児童福祉の推進　１０．理事会・評議員会の機能強化　１１．財政基盤の強化

以上１１項目の事業評価を行った。

＜評価について＞

１．取り組めなかった　２．継続　３．取り組んだが連携は組めなかった
４．連携しながら取り組んだ　５．対策どおり実施した　以上５段階で評価を行った。

＜結果＞

１１の事業対象項目で１（取り組めなかった），２（継続）、５（対策どおり実施した）に該当する項目はなく、３（取り組んだが連携は組めなかった）が４項目（３６．４％）、４（連携しながら取り組んだ）が７項目（７３．６％）であった。

１１項目のうち、１．まちでニッコリあいさつ声かけ運動、２．自治会加入促進強化事業、３．地域支え合い活動委員会、は重点プロジェクトに関わる評価項目であり、市の地域福祉計画策定以降社協が重点的に取り組んできた事業である。その成果として、３事業とも、５段階評価の４（連携しながら取り組んだ）の評価を得ている。

評価点数３（取り組んだが連携は組めなかった）となった４項目のうち、「ボランティアセンター機能の充実」については、「ボランティアセンター運営委員会を中心に事業の推進のあり方や方向性を明確にし、ボランティアが抱える現状などを踏まえながらセンター機能・運営の充実を図っていく必要ある」との指摘がなされている。

＜委員会評価＞

1	取り組めなかった	0
2	継続	0
3	取り組んだが連携は組めなかった	4
4	連携しながら取り組んだ	7
5	対策通り実施した	0

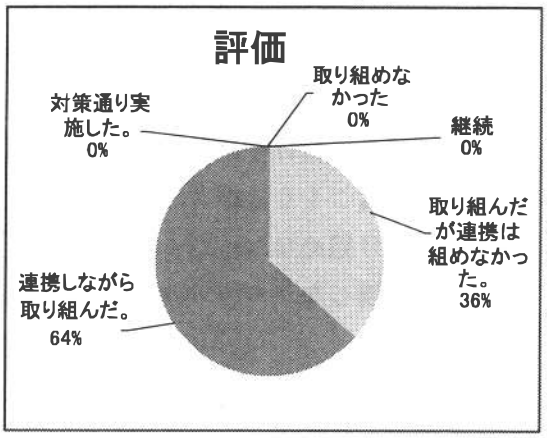

＜今後の方向性＞

今後の方向性としての評価は、

1．強化・発展　2．継続　3．見直し　4．廃止　5．その他　以上５段階で評価を行った。

＜結果＞

現状の事業をより強化・発展していく必要であるという割合が７３％を占め、継続も２７％と、すべての事業について、継続ないしは強化・発展させた事業展開を望むといった評価となった。現在の取り組みの継続くとなった項目は、「当事者団体への活動の支援」、「抵所得世帯への支援の強化」、「理事会・評議員会の機能強化」で、３つとも、現況評価は４（連携しながら取り組んだ）であった。

＜今後の方向性＞

1	強化・発展	8
2	継続	3
3	見直し	0
4	廃止	0
5	その他	0

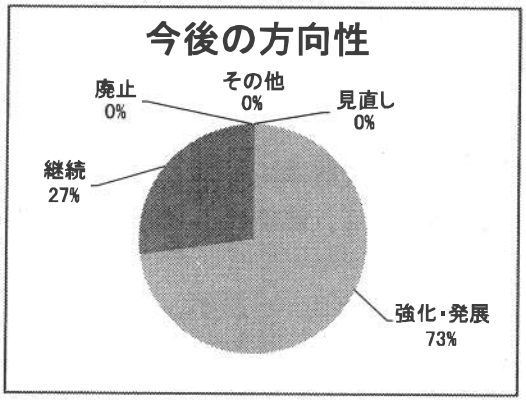

2）市社協職員による全事業項目の評価及び今後の方向性について

＜職員評価＞

市社協職員における事業評価である。

（対象項目：１０６項目）

１．取り組めなかった、　２．継続、　３．取り組んだが連携は組めなかった、

４．連携しながら取り組んだ、　５．対策どおり実施した、　以上５段階で評価を行った。

＜結果＞

対策どおり実施した、連携しながら取り組んだの評価で５９％を占め、事業実施がスムーズに行き、市民への福祉活動の展開が図られていると考えられる。しかし、取り組めなかった、継続、取り組んだが連携は組めなかったの評価の４１％について、今後、取り組めなかった課題、連携が組めなかった課題について検討していく必要がある。評価として、回答なしが３項目あった。

＜職員評価＞

1	取り組めなかった	13
2	継続	19
3	取り組んだが連携は組めなかった	10
4	連携しながら取り組んだ	33
5	対策通り実施した	28

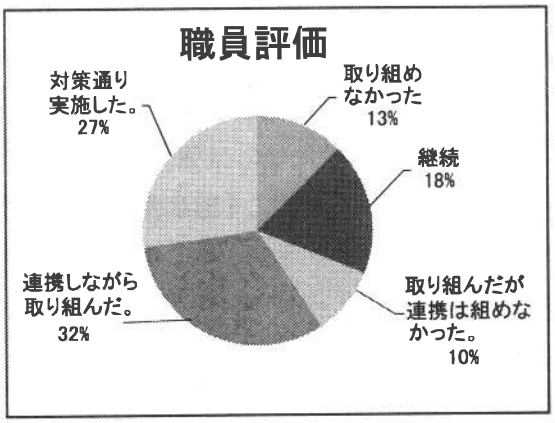

＜今後の方向性＞

今後の方向性としての評価は、

１．強化・発展　２．継続　３．見直し　４．廃止　５．その他　５段階で評価した。

＜結果＞

もっとも多かったのが、１．強化・発展５３％を占め、より一層の事業展開を行っていきたいという職員の意識の高さが読み取れる。廃止が４％を占めているが、事業そのものが、年度途中に廃止されたケースがあり、今回の評価の中で、廃止すべき事業は特にない。

しかし、今後地域福祉活動を推進する上では、今、市全体で取り組んでいる事業を地域単位で実施していく必要がある。その為、今ある事業が２次計画においては形を変えて展開されることが必要である。

＜今後の方向性＞　（複数回答含む）

1	強化・発展	60
2	継続	34
3	見直し	15
4	廃止	5
5	その他	0

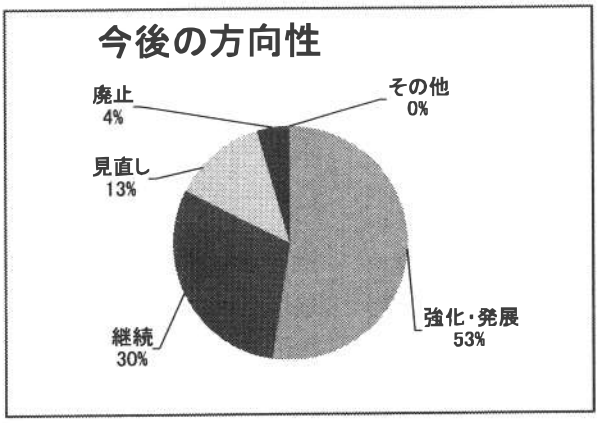

評価対象項目評価

評価の目安

事 業 評 価 ：1．取り組めなかった　2．現状維持　3．取り組んだが連携は組めなかった
4．連携しながら取り組んだ　5．対策どおり実施した

今後の方向性：1．強化・発展　2．継続　3．見直し　4．廃止　5．その他

事業評価	評価	今後の方向性	評価内容・今後の方向性
1．まちでニッコリあいさつ声かけ運動	4	1	プロジェクト推進委員会を立ち上げ、様々な分野の方を委員に委嘱し事業推進が図れている。約２０００名の方に委嘱を行い、あいさつ運動の大切さや運動が広がりをみせている。市民へ行き届いていない部分もあるが、運動推進が一般企業へも広がりをみせているのもよかった。 今後、ひろめ隊員の方へのアプローチを検討していく必要もある。 市内の一般企業をもっと巻き込みながら推進していく必要がある。また、行政との連携も強めていく必要がある。
2．自治会加入促進強化事業	4	1	平成１８年度からの広報・啓発を行い、成果が表れている。強化月間を設け、自治会加入への広報やパレード出発式を行い、市役所にてパネル展示などの活動も行っている。 しかし、現状は、加入率は低下傾向にあるのも現実である。もっと、自治会の役員だけでなく自治会加入世帯、行政機関や各種団体で協働して未加入世帯への加入促進を取り組んでいく必要がある。 実行委員だけでなく、市内の団体に対しての広報・啓発を強化し、行政窓口での加入促進も今後検討していきたい。
3．地域支え合い活動委員会（小地域ネットワーク事業）	4	1	計画的に小地域ネットワーク委員会が自治会単位で設置ができ、委員同士の信頼関係の構築や情報共有の場になっている。 なかには、委員が役割を十分に理解されていない。しかし、小地域ネットワークの活動として個別支援などが積極的に行われている所と行われていない所の差がみられる。また、個別支援が行われていない所では、対象者の把握が出来ても互いの共有までは至っておらず、委員会組織が、地域住民を巻き込んだ組織体制づくりに取り組んでいく必要がある。 先進地地域への視察研修などを通し、委員の意識づけや情報交換などを行うことで、地域と社協との信頼関係づくり、ネットワークづくりの構築につなげていく必要がある。 委員会の役割の理解や住民組織づくり、ネットワークづくりの継続、また、地域を知り地域課題についての再確認や事業実地状況についての点検なども行っていく必要がある。

事業評価	評価	今後の方向性	評価内容・今後の方向性
4.福祉情報活動の充実によるまちづくり	3	1	ホームページが平成１６年より開設、社協だよりが平成１９年度より全戸配布になったことにより、住民への福祉情報の周知が行われた。また、視覚障がいの方にも点字や音訳にて社協だよりの情報発信が行われている。 課題として、地域での取り組みや住民が参加できる紙面づくり、ホームページの更新が定期的にしか行われていないので、タイムリーに情報提供が出来ていない所がある。分かりやすい情報や紙面の充実化を図っていく必要がある。 誰もが情報が得られやすいような体制づくりや広報のあり方を検討し、福祉情報の充実化を行っていく。 また、ホームページの有効活用も検討していく必要がある。
5.当事者団体への活動の支援について	4	2	身体障がい者福祉協会などの当事者団体への支援体制は構築されている。また、各種イベントへの職員派遣などにより、日頃の活動の発表の場や活動活性化に向けた支援体制も整えられている。 課題としては、組織基盤や体制の強化を図り自主運営に向けての意識の高揚に努めていけるよう支援していく必要がある。すべての団体に共通する会員獲得の推進も図る。
6.ボランティアセンター機能の充実	3	1	平成２１年度に設置した、ボランティアセンター運営委員会を中心に、住民ニーズに即応できる組織づくりを行っていく必要がある。関係機関だけでなく、市民からの意見などを取り入れた運営委員会の機能の充実を図っていくことが課題である。 また、ボランティア団体の定期的な情報交換の場が設置されていない。助成金交付団体以外の団体との交流の場もない現状がある。 一方、万一に備えたボランティア保険への加入促進は行えている。課題としては、幅広い活動が行えるよう、情報の整理、コーディネートの支援体制の構築やボランティア団体との連携、生活スタイル、世代に合わせたボランティアプログラムの研究・開発を行っていく必要がある。 ボランティアセンター運営委員会を中心に事業の推進のあり方や方向性を明確にし、ボランティアが抱える現状などを踏まえながらセンター機能・運営の充実化を図っていく必要がある。

事業評価	評価	今後の方向性	評価内容・今後の方向性
7.総合相談機能の充実	4	1	常勤相談員、民生児童委員より相談員を設置し取り組みが行われている。また、民生委員が相談を受ける事で、民生委員との連携が取れている。多様なニーズに対応できる相談員の配置がされている。 ふれあい相談員（民生委員）の体制においては、広報誌などに掲載や市民がより相談しやすい体制づくりも検討する。困難ケースに関しては、相談員と職員との間でのケース検討は実施されているが、相談件数が困難ケースの増加により、相談員の負担が大きいのが現状である。 今後の課題として、問題解決に向けた支援体制の整備や相談体制を整え、負担軽減に向けたケース検討会や充実した検討会のあり方を考えていく。その他に、権利擁護事業や苦情受付に関しては、支援体制の構築が行われているが、市民や関係機関への広報周知が必要である。 関係機関等と連携を行い充実した支援体制を構築し、問題解決に向けた体制の強化も図っていく。
8.低所得世帯への支援の強化	4	2	福祉金庫や法外援護などの低所得世帯に対しての支援体制の構築や枠にあてはまらない独自の支援を行うことにより自立助長や精神的な安定につながっていると考えられる。また、独自で行っている事業では、その日のうちに支援が行われているのも評価すべき点と考えられる。 課題としては、地域との情報交換や関係機関との密な連携を行い、よりよい支援体制の構築に努めたい。状況に応じた貸付けや支援が行えている。関係機関との連携を強化し、現在の雇用情勢などを勘案し対応していく。
9.高齢者・児童福祉の推進	3	1	友愛訪問活動や給食サービス等に関しては、高齢者の見守りや生活の質の向上の点としては意義の高い活動になっていると感じられる。また、子育てサロン等に関しては、児童福祉の推進として、親子の集まる場や地域の方との交流を通し同じ悩みを持った参加者との意見交換や母親同士の仲間づくりが育成できている。 この活動がこれまで維持されているのも、地域のボランティアの協力によるものである。今後もボランティアとの連携・協働を密に行っていきたい。しかし、すべてに共通されている課題が、利用者の減少やボランティアの発掘、サービスの意義や内容の周知、情報交換などの連携も強化していく必要がある。事業内容はとても有意義である。しかし、ボランティアの担い手や利用者の減少傾向にあり、今後は強化していかなければならない。

事業評価	評価	今後の方向性	評価内容・今後の方向性
１０．理事会・評議員会の機能強化	4	2	理事・評議員選任規程を整備し、他業種、事業所などの色々な分野の方が参加し、委員構成の幅が広がった。 課題としては、理事・評議員としての意識を高めるために事務局と互いに研鑽し高めていけるように充実した組織体制に努めていく。継続して組織体制及び資質向上に向けた研鑽に努めていく。
１１．財政基盤の強化	3	1	財政状況が厳しくなっている。赤い羽根共同募金や社協会費が低下傾向にある。 福祉基金も目標額に達しておらず今後、年次計画を立て、資金を積み立てて行くことが必要である。 課題としては、より一層経済不況などの影響により赤い羽根共同募金や社協会費の低下傾向が見られると考えられる中で、地域との緊密な関係及び連携体制を保ち、社協への寄付や募金への意識向上なども努めていく。 市民への啓蒙啓発を行い、本会が寄付先になるように充実した支援体制を構築する。

第２次宜野湾市地域福祉活動計画策定にあたっての提言

１．近隣住民の支え合い活動によるまちづくり

現在、小地域ネットワーク活動委員会（地域支え合い活動委員会）が１２自治会で推進されている。今後は、全自治会の組織化に向けた活動の啓蒙や誰もが安心して暮らせる地域づくりを行政・社協・自治会・関係機関と連携や協働をしながら、活動の展開を図っていく必要がある。活動の重要性を市民に対しても周知して行く必要がある。

また、中学校区圏域でのチュイシージーセンターのあり方についても行政との協働のもと、どのように設置していくのか検討していくこと。

２．福祉情報活動の充実によるまちづくり

市内全世帯へ社協だよりが配布されているのは評価できるが、紙面づくりにおける編集委員会の設置など、市民の目線による広報誌作成が必要とされる。健康・福祉都市フェアにおいては、市民の意識改革や継続して参加出来るようなシステムづくりも必要である。また、ホームページの作成においても若い力を活かしながらタイムリーな情報の提供が出来るように検討すること。

３．当事者団体等の福祉活動への支援によるまちづくり

当事者団体の会運営、活動が充実していけるよう団体の自主性を尊重しながら、団体の育成支援を強化して行く必要がある。また、ボランティアを行いたい方への広報のあり方及びチラシの配布などについても今後検討していくこと。そして、市民・企業などを巻き込んだ福祉教育事業をはじめ、個人・団体でボランティア活動を行っている方々の支援を行い、より継続的にボランティア活動が実施できるような支援システムを構築することで、宜野湾市らしい新たな展開を期待する。

４．在宅福祉の推進・開発による安心できるまちづくり

すべての住民が安心して暮らせるよう地域ニーズをしっかりと把握し、対応していけるよう日頃から地域支え合い活動委員会との連携や協働のもと要援護者の実態把握を行い、分析評価を行っていく必要がある。また、あしび村や―デイサービスなどの地域での支援による在宅福祉サービスに関しては、今後より一層大きな役割を占められると考えられることからさらに、地域住民・自治会との協働のもと進めていけるよう検討していくこと。

５．社協の組織・財政基盤の充実化

今後の安定的な組織運営が展開されるよう理事会の専門部会において、中・長期的な財政プランを作成し、検討していく必要がある。併せて事業の見直し及び重点として推進すべき項目についても検討していくこと。

２．第２次宜野湾市地域福祉活動計画推進にあたって

推進委員会名簿

ＮＯ	氏　名	所　属	備　考
1	神里　博武	かみざと社会福祉研究所	地域福祉計画懇話会委員
2	ドナルド・クレイグ・ウィルコックス	沖縄国際大学（教授）	地域福祉計画懇話会委員
3	玉木　千賀子	沖縄大学（講師）	地域福祉計画懇話会委員
4	高嶺　豊	琉球大学（教授）	地域福祉計画懇話会委員
5	玉城　久美子	地域包括支援センターかいほう	地域福祉計画懇話会委員
6	玉寄　長勇	ＮＰＯ法人宜野湾市身体障がい者福祉協会	地域福祉計画懇話会委員
7	山城　喜美江	宜野湾市手をつなぐ親の会	地域福祉計画懇話会委員
8	平山　和子	宜野湾市母子寡婦福祉会	地域福祉計画懇話会委員
9	玉城　宏	宜野湾市民生委員・児童委員連絡協議会	地域福祉計画懇話会委員 平成２２年１１月末
	清水　スミ子	宜野湾市民生委員・児童委員連絡協議会	地域福祉計画懇話会委員 平成２２年１２月から
１０	前田　有得	ＮＰＯ法人ゆいまーる	地域福祉計画懇話会委員
１１	長位　鈴子	自立支援センターイルカ	地域福祉計画懇話会委員
１２	伊計　房子	玉木病院	地域福祉計画懇話会委員
１３	新城　清子	宜野湾市自治会長会	地域福祉計画懇話会委員
１４	与那城　米子	宜野湾市婦人連合会	地域福祉計画懇話会委員
１５	野中　正信	宜野湾市商工会	地域福祉計画懇話会委員
１６	又吉　辰雄	宜野湾市老人クラブ連合会	地域福祉計画懇話会委員
１７	志良堂　貴子	宜野湾市認可保育園園長会	地域福祉計画懇話会委員
１８	米須　しのぶ	宜野湾市私立保育園連絡協議会	地域福祉計画懇話会委員
１９	泉川　雪江	ファミリーサポートセンター	地域福祉計画懇話会委員
２０	玉那覇　豊子	宜野湾市福祉保健部	地域福祉計画懇話会委員
２１	新里　榮	沖縄県中部福祉保健所	地域福祉計画懇話会委員
２２	伊波　正代	市民公募	地域福祉計画懇話会委員
２３	真名井　敦	市民公募	地域福祉計画懇話会委員
２４	中本　岩郎	市民公募	地域福祉計画懇話会委員
２５	金城　悠	大学生	
２６	金城　円	大学生	
２７	新垣　真弥	大学生	

宜野湾市社会福祉協議会　地域福祉活動計画　推進委員会設置要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、社会福祉法人宜野湾市社会福祉協議会（以下「本会」とする。）が策定した地域福祉活動計画の評価、見直し、策定を目的とする。

（任　務）

第２条　推進委員会の任務は、次の各号に掲げる事項について審議し、宜野湾市社会福祉協議会（以下「社協」とする。）会長に提言する。

（１）地域福祉活動計画の評価

（２）地域福祉活動計画の見直し

（３）地域福祉活動計画の策定

（３）その他、社協会長が必要と認めた事項

（委員会の構成）

第３条　推進委員会の委員は３０名以内で構成する。

２　推進委員会は、次に掲げる者の中から本会会長が委嘱する。

（１）住民代表

（２）福祉関係者

（３）ボランティア・市民活動関係者

（４）行政関係者

（５）学識経験者

（６）その他

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、１年とする。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

２　委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

３　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会　議）

第６条　推進委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことが出来る。

（費用弁償）

第７条　委員は費用弁償として、本会の費用弁償に定める額を支給する。

（事務局）

第８条　推進委員会の事務局は、本会内に置く。

（補　則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要に応じて本会会長が別に定める。

附　則　この要綱は平成１９年９月１１日から施行する。

この要綱は平成２２年４月１４日から施行する。

推進委員会審議日程及び協議内容

	開催日	協議内容など
第１回 （推進委員会）	平成２２年 ６月１０日（木）	（１）委嘱状交付 （２）社協会長あいさつ （３）諮問 （４）議事 １．役員選出について （５）説明 １．宜野湾市社会福祉協議会の事業について ２．今後の推進委員会の進め方及び評価について （６）その他・意見交換会
第２回 （推進委員会）	平成２２年 ６月２４日（木）	（１）評価項目の確認及び説明 （２）審議 １．まちでニッコリあいさつ声かけ運動 ２．自治会加入促進強化事業 ３．地域支え合い活動委員会 ４．福祉情報活動の充実によるまちづくり ５．当事者団体への活動の支援について ６．ボランティアセンター機能の充実 （３）次回の日程確認 （４）その他・意見交換会
第３回 （推進委員会）	平成２２年 ７月　８日（木）	（１）評価項目の確認及び説明 （２）審議 ７．総合相談機能の充実 ８．低所得世帯への支援の強化 ９．高齢者・児童福祉の推進 １０．理事会・評議員会の機能強化 １１．財政基盤の強化 （３）次回の日程確認 （４）その他・意見交換会
第４回 （推進委員会）	平成２２年 ７月２２日（木）	（１）評価すべき項目の確認 １．生きがい対応型デイサービス ２．宜野湾市福祉都市づくりフェア （２）第１次地域福祉活動計画のまとめ （３）第２次地域福祉活動計画策定に向けての提言及び社協へ求めることについて （４）その他

第５回 （推進委員会）	平成２３年 ２月２２日（水）	（１）地域福祉活動計画と地域福祉計画との整合性について （２）地域福祉計画との相違点について （３）今後の日程について （４）その他
第６回 （推進委員会）	平成２３年 ３月１０日（木）	（１）第２次地域福祉活動計画（案）についての説明 （２）審議 １．総論　基本的な考え方 ２．各論　みんなで取組む ①重点事業について ②目標１：「みんながつながる」地域をつくります （３）その他
第７回 （推進委員会）	平成２３年 ３月１７日（木）	（１）第２次地域福祉活動計画（案）についての説明 （２）審議 １．各論　みんなで取組む ①目標２：「安心して暮らす」基盤を整えます ②目標３：「組織・財政基盤」の強化を図ります （３）その他
市民からの意見募集	平成２３年 ４月２０日（水） ～２７日（水）	宜野湾市社会福祉協議会ホームページ上にて パブリックコメントの募集
答　申	平成２３年 ５月１７日（火）	宜野湾市地域福祉活動計推進委員会委員長より宜野湾市社会福祉協議会会長へ答申を行う。
	平成２３年 ６月７日（火）	宜野湾市社会福祉協議会理事会にて承認
	平成２３年 ６月８日（水）	宜野湾市社会福祉協議会評議員会にて承認
決　定	平成２３年 ６月１６日（木）	第２次宜野湾市地域福祉活動計画　推進決定

３．宜野湾市社会福協議会職員行動原則

～私たちが目指す職員像～

宜野湾市社会福祉協議会職員は、これまで住民主体によるまちづくりを目指し、行政・事業所・市民と協働しながら地域福祉のあらゆる課題に対し対応してきました。

これからの２１世紀は、超高齢社会の到来や福祉制度だけでは対応できない様々なニーズに応えるべく、「住民主体によるまちづくり」を目指し、職員としての意識改革及び職員としての価値観や使命感を共有し、事業の推進を行っていきます。

【尊厳の尊重と自立支援】

１．私たちは、人々の尊厳と自己決定を尊重し、その人が抱える福祉問題を解決し、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう最善を尽くします。

【福祉コミュニティづくり】

２．私たちは、住民が身近な地域における福祉について関心をもち、福祉活動に参加する住民主体による福祉コミュニティづくりをめざします。

【住民参加と連携・協働】

３．私たちは、住民参加と地域の連携・協働により業務を行うことを心がけ、地域に根ざした先駆的な取り組みを応援し、地域福祉を推進する実践や活動を広げます。

【地域福祉の基盤づくり】

４．私たちは、福祉課題を地域全体の問題として捉え、新たな事業や活動の開発、提言活動や計画づくりの取り組みに積極的に関わり、地域福祉の基盤づくりの役割を担います。

【自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神】

５．私たちは、自己研鑽を重ね、職員同士のチームワークと部署間の連携をすすめ、チャレンジ精神をもって業務を遂行します。

【法令順守、説明責任】

６．私たちは、法令を遵守し、自らの組織や事業に関する説明責任を果たし、信頼され開かれた社協づくりをすすめます。

＊全国社協より抜粋引用

４．用語集

＜あ行＞

赤い羽根共同募金

「じぶんの町を良くするしくみ」として、たくさんの人々のやさしさや気持ちがつながる活動です。計画募金として実施され、じぶんの町のため、民間社会福祉活動などに使われます。戸別・街頭・法人・職域・学校募金などをはじめ、さまざまな方法でご協力をいただいています。

あしび村やーデイサービス（生きがい対応型デイサービス）

家に閉じこもりがちな６５歳以上の高齢者に対して、週に１回地域公民館への通所により、趣味活動や手芸、地域の方との交流する機会を増やしながら、社会的孤立感の解消や自立生活の助長及び生きがいづくりを行うサービスのこと。（＊介護保険制度とは異なる。）

ＮＰＯ法人（Ｎｏｎ　Ｐｒｏｆｉｔ　Ｏｒｇａｎｉｚａｔｉｏｎ）

民間非営利機関(団体)、非営利事業体。活動が公益のためであり、かつ営利を追求しない事業を行う民間団体のこと。

＜か行＞

子育てサロン

市内の子育て中の親を支援するため、子育てに関するさまざまな情報提供並びに親の育児ストレスを軽減し、安心・快適に子育てできる環境づくりを支援しながら自治会単位の地域にて実施。現在、６ヶ所にて活動中。

コミュニティソーシャルワーク活動

地域の中で支援を必要としている人々を把握し、公的サービスやインフォーマルサービスなどとの結びつきをコーディネートし、その人らしい生活ができるよう個別支援及び地域づくりを実施していく活動。

＜さ行＞

災害時要援護者避難支援計画

近年、大規模な台風・豪雨や地震・津波といった自然災害が発生し大きな被害をもたらされています。これらの災害から、高齢者・障がい者などが災害時に避難が行えず長時間取り残されたりする事があり、過去の教訓を生かしながら、災害時の要援護者を迅速、かつ安全に避難・誘導を行う為の計画として実施されています。

社会福祉協議会

全国の都道府県や市町村に設置された地域の住民が主体となった会員制の民間団体です。地域に暮らす方々や民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人などの社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした様々な活動を行っています。

社会福祉法

社会福祉を推進する目的とする法律。福祉サービスを必要とする人たちが地域社会を構成する一員として日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会を得ることができるよう、地域福祉を推進する事が求められています。

社協会費

『チュイシージーの心で創る人と人がつながるやさしい都市ぎのわん』を目指し地域福祉の中核団体として地域福祉の発展を行っていく中で、市民の皆様が会員となっていただきながら一緒に地域福祉の推進を図っていきたいと考えています。協力いただいた会費に関しては、各種事業（子育てサロン、給食サービスなど）の事業費として活用されます。

児童デイサービス愛育園

発達に遅れのある児童を早期に集団保育及び個別指導を行い、その発達を促進すると共にまた児童をとりまく環境を整えその育成をより豊かに助長することを目的に実施しています。

生活福祉資金制度

低所得者、障がい者または高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々の不動産や預貯金などの財産を管理したり、福祉サービスなどの契約を結んだりしながら、本人の不利益にならないよう保護し、支援していきます。

＜た行＞

地域福祉

それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。制度化された福祉サービスのみで実現するものではなく、それぞれが協働して実践することによって支えられています。

チュイシージー

沖縄の方言。自分の能力の範囲で思いやりをもってお互いに助け合うということ。

チュイシージーセンター

公共施設などを活用して設置を目指している宜野湾市独自の機能の名称。地域レベルの福祉の相談窓口、ニーズ把握、マネジメントなどを行う拠点として計画している。

＜な行＞

日常生活自立支援事業

判断（意思）能力が不十分な認知症などの要介護高齢者や知的障がい者などを対象に、その権利を擁護する事業。事業者（社会福祉協議会）が当事者との委任契約にもとづいて福祉サービスに関する情報提供や相談・助言、手続きや費用支払いの援助、また日常的な金銭管理や預金通帳の預かりサービスなどを行い、当事者が自立して日常生活を過ごせるよう援助しています。

＜は行＞

ボランティア活動推進校

地域を基盤としたボランティア活動の場や機会を提供し、子どもたちが高齢者・障がい者など様々な人々とふれあい「自主性」や「思いやりの心」を育みながら、「地域」「福祉」への関心を高めることを目的として実施しています。

＜み行＞

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受けてひとり暮らしの高齢者などに対する援護活動や相談・助言活動など、社会奉仕の精神をもって地域社会の福祉向上に向けたさまざまな取り組みを行っています。

第２次宜野湾市地域福祉活動計画

～地域の絆を強くする市民の支え合い～

平成 23 年７月　発行

発行：社会福祉法人　宜野湾市社会福祉協議会
〒901－2205　宜野湾市赤道 2－7－1
電話：８９２－６５２５